

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会します。

欠席届が出ています。総合窓口課長が通院のため、和泉橋出張所長が午後1時から、富士見出張所長、広報広聴課長が出張公務のため、災害対策・危機管理課長、監査委員事務局長が家族介護のため、欠席です。

それでは、本日の日程をご確認ください。地域振興部の報告事項が6件、政策経営部の報告事項が4件、会計室の報告事項が1件です。基本的には日程の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。

地域振興部（1）特別区区民葬儀の助成制度について、理事者からの説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、特別区区民葬儀の助成制度についてご説明させていただきます。

特別区におきましては、区民の葬儀費用の負担軽減のため、区民葬儀制度を運用しているところでございますが、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行う特別区区民葬儀制度におきまして、都内で多くの火葬場を運営する事業者が今年度末をもって区民葬儀の取扱いを取りやめることとなり、これによりまして、区民葬儀券を利用できる火葬場が極めて少なくなるという状況が生じます。火葬場は区民生活にとって不可欠でございまして、公共的な施設であること等を踏まえまして、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から、火葬券の部分について、23区共通の助成制度を実施することが特別区長会において取り決められたものでございます。今回、その制度概要がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

まず、項番1、助成額および条件でございます。助成限度額でございますが、大人が2万7,000円、子どもが1万5,000円でございます。

次に、（2）対象・条件でございますが、対象といたしまして、「逝去者」または「火葬を執り行った方」が特別区内に住民登録を有していること。条件といたしまして、区民葬儀券で祭壇券または霊柩車券のいずれかを使用し、区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場で、最も低廉な火葬料金の利用による火葬を執り行った場合というものでございます。

次に、項番2、制度の開始時期でございます。令和8年4月1日からでございます。

項番3、今後のスケジュールといたしまして、今月から3月にかけて、要綱の制定と制度の周知を行ってまいり予定でございます。その後、先ほど申し上げた4月1日から制度の開始となる予定でございます。

項番4、あくまで参考でございますが、千代田区の死亡者数と区民葬儀利用者等について挙げさせていただいております。死亡者数に関しましては、記載のとおりでございます。区民葬儀券利用者につきましては、令和6年度75件程度となっております。おおむね例年同水準でここ数年推移しているという状況でございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○米田委員 23区区長会でこういう方針が出て、助成してくれるということで、まずはありがたいなと思っております。ただし、これがどこまでやっていただけるのか、多分暫定的だと思っているんですけど、今後の方針みたいなのがあればお聞かせいただきたいんですけど。

○赤海コミュニティ総務課長 今、米田委員からご指摘いただきましたとおり、現状では3年程度の暫定措置という前提で取り組む予定でございます。

○米田委員 これ、3年後はまた分からなくなると。で、これは、火葬場というのは、火葬は絶対に必要な福祉の部分もあります。3年後に関しても、物すごく不安を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。今後の協議によると思うんですけど、区としては、どのように考えているかもお聞かせいただきたいんですけど。

○赤海コミュニティ総務課長 現状のところ、私どもで所管させていただいている部分があくまで区民葬儀券の今回は助成制度という部分でございます。火葬場そのものに関しては、やはり東京都と特別区において必要であるという前提はあるものの、協議を進めていくものであろうと考えております。一方で、ちょっと私どものほうで、火葬場そのものに関して、所管外ということになっておりまして、その辺りは、千代田区内には火葬場はございませんけれども、保健所、生活衛生部門でございますが、そちらとちょっと情報共有とか連携を図ってまいりたいとは考えているところでございます。

○米田委員 所管外ということで、これが一番の問題かなとも思っているんですけど、ちょっとその辺は置いておいて、23区区長会で都知事も厚生労働大臣に要望とかを出しております。その辺の部分をしっかり今後情報収集して、連携しながら、他府県では、これ、火葬ゼロのところもあります。23区だけ異常に高いということもあります。瑞江斎場でも何であの値段かというところ、これ以上殺到したら、火葬の日にちがより一層長くなるということで、あの値段を設定していると聞いています。本来はもうちょっと安くしたいんですけどね、八王子みたいにゼロとか。それができないから、あの値段にしていると聞いております。ですので、こういう区民福祉の観点から、今後もしっかり情報収集しながら、東京都や23区区長会と連携しながらやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘いただきましたとおり、やはり特別区にとって全体で進めていく、足並みをそろえていく必要があるかと思っております。ご指摘のとおり、東京都、それから特別区で情報共有、連携を図ってまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにこの件について。

○永田委員 これまでどおり、区民葬を希望されている方にそれが使えなくなるという、火葬の部分について使えなくなるということでご案内するということですが、そうではない方、例えば、葬儀社なりが死亡届を出したときに、こういった制度もありますよとご案内するとか、どうしても区民葬というところ、できるだけ安く葬儀を挙げるようなイメージがあって、あまり使いたくないという方もいらっしゃると思うんですけども、もう少し火葬の部分の助成であれば、使いやすく、できるだけ多くの方に使っていただけるほうがいいかと思うんですけど、それはやっぱりあくまで区民葬の枠組みの中の助成なのか。どう

も火葬料金が高いので、より広く助成していくという考え方もあると思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○赤海コミュニティ総務課長 今回の措置におきましても、特別区長会の中では、足並みをそろえてというか、23区統一のルールでやっていこうということで、今回、火葬料金の部分に関して助成制度を設けてございます。これに関しまして、各区独自での現状上乘せですとか、そういったものはしないという取決めになってございまして、現状では、今申し上げたようなとおりとなっている状況でございます。

○印出井地域振興部長 ちょっと補足で。

永田委員の質問に端的にお答えしますと、今回はあくまでも区民葬儀の枠組みの中での助成ということになります。ですので、ご指摘のとおり、火葬料金の高騰に対してどうしていくかということについては、また23区の動向、あるいは千代田区内での議論もあろうかと思うんですけども、関係所管とも連携をしながら、今後、東京都も厚生労働省も課題感として認識しているというふうに聞いておりますので、引き続き検討していくということになるのかなというふうに思っています。

○永田委員 あくまで区民葬の延長としての火葬料の助成ということで理解しましたけども、そもそも喪主の方というか、ご家族の方が区民葬を知らなかったりする場合もあるので、区民葬そのもののちょっと周知というものも少し大切というか、重要なのかなと思いますので、この制度と併せて、区民葬も多くの方に知っていただけるようにしていただきたいんですが、いかがでしょう。

○赤海コミュニティ総務課長 これまでもポスターを貼ったり、一定程度の周知は行ってきてはいるものの、ご指摘のように、なかなかご存じない方のほうが多いだろうということは認識してございますので、ご指摘いただいているように、今回こういった制度も出来上がりましたので、広報紙だけではなくて、窓口などでの周知にも努めてまいりたいと考えてございます。

○永田委員 結構です。

○岩佐委員長 ほかに質疑はございますか。

○はやお副委員長 確認したいのが、4の参考と書いてありますが、区民葬儀券の利用者が75件ということになっておると。まだ令和7年については出ていないので、それはできないだろうと。で、こここのところにつきまして、結局は、特に都からの交付金等々があるわけではないから、区の持ち出しとしてはどのように、どのぐらいの金額になるのかな。これは掛け算すればいい話なんだけど、それはどういうふうに。まあ、大人が2万7,000円で、子どもが1万5,000円ということなんで、2万7,000円ということであれば、200万ちょっとということなんですけど、それは間違いないのか、答えて。

○赤海コミュニティ総務課長 今お話しいただきましたとおり、2万7,000円に、こちらは75件というふうに6年度の実績を書かせていただいておりますが、これより多少余力を持った上での算出を今行っているところでございます。

○はやお副委員長 やはり、結局、こここのところの75件ということになると、これがそのままいくのか、ちょっと私も分からないんですけど、死亡者数は令和6年が489人ということで、そうすると、約15%ということなんです。だから、先ほど永田委員のほうがおっしゃったように、税の公平性とかといったときに、これ、どういうふうに考えて

いくのかというのは、今後、やっぱりいろいろなものが高騰していく中で、今話があったように、地域振興だけでなく、保健所ということで、所管がそれぞれまたがるということ踏まえたときに、どのように、今後、体制ですよ、こういうものの税の負担感というものの公平性を担保するための体制を考えていくのかということはどう考えているのか、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 現状では、火葬場に関することに関しては、今ご指摘いただいたように保健所、それから、区民葬儀制度、区民葬儀券の制度に関しては、私も地域振興部で行っているところでございますが、現状におきましては、なかなか別のものと言いきれない部分も確かにございますので、この辺りは、組織的にはやはり横串というんでしょうか、横の連携を図っていくというような考えに基づくものでございます。

○はやお副委員長 はい。最後。

結局、今後、200万ちょっとだと言いながらも、この辺のところ、一つ一つが一事が万事で、どういうふうやっていくのかということは大したことだと思っているんです。特別区長会で決定したということで、横引きにしますよ、みんなで同じ体制、制度できますよということなんだけれども、千代田区というのは、どちらかというと、独自にいろいろなものの制度をつくってきているということからしたときに、このところの整理は必要だと思いますので、また当初予算の分科会等々で確認していきたいと思いますので、まだ分科会と言っちゃいけないんだ。まだ設置するかどうかも決まっているわけじゃないんでね。いろいろな様々な予算のところ確認していくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

ほかに質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）のざわ委員。

○のざわ委員 この死亡者数、今、はやお委員のほうから15%ぐらいが区民葬儀利用者というお話がありましたが、残りの85%の方は今どういう状況かということは、ご把握されていらっしゃるでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 誠に恐縮でございますが、それぞれ、今、七十数%の方々がどういった葬儀形態で執り行っているかということに関しましては、なかなか正直把握は困難だろうと考えておまして、把握をしていないというところでございます。

○岩佐委員長 地域振興部長。

○印出井地域振興部長 先ほど来の議論の中で、区民葬儀そのものの趣旨というものについては、葬儀というのは誰しも避けることができないところの中で、やっぱり所得等に応じず、一定の水準の葬儀ができるようにというような形の中で、葬祭事業者さんのご協力を得て、区民葬儀というような仕組みを運営していると。いわゆる今のを裏返して言うと、区民葬儀を利用しないということであれば、その水準よりも一般的にはもう少し、何というんですかね、儀式等も含めて、質の高いということあれですけども、そういったものを執り行っているんじゃないかというふうには想定できるところでございます。区民葬儀の趣旨については、ぜひご理解を頂きたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 ありがとうございます。私も、区民葬儀券の利用が増えるということは、

とって、二極化の方々も、日本の経済がかなりこれから厳しくなって、いろいろ増えると思うんで、区民葬儀というのはとても大切になると思ひまして、それで、この75件がもっと増えるような、議員の先生方おっしゃいましたけど、告知がすごく大切になるんじゃないかなと思ひて、そこを強くお願いしたいのと、あと、これ、分かりやすく言うと、例えば、町屋、落合、ほかの、全部で五つの葬儀場でしょうか、あるんですけど、これ、それぞれ明確に区民葬で、今回の制度で助成限度額がこうなるんで、大体こんなふうになりますみたいな、そういう値段帯まで示すような、そういう告知もされて、広く多分周知をされるのは、区民葬儀券利用者の方が増えるような周知をするのは必要じゃないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回のこの費用助成の制度に関しましては、あくまでも亡くなられた方や葬儀を執り行う方が対象でありまして、補助金を交付するのもそれらの方々でございます。なので、周知に関しましては、もともとがこちらに記載させていただいております斎場といひますか、火葬場に関しては、もともとが区民葬儀の取扱いを承知しているような火葬場でございます。よって、周知に関しましては、基本的に先ほどの答弁と重複しますけれども、区民の方々、主に区民の方々にこれまで以上に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ないようですので、それでは、（1）特別区区民葬儀の助成制度について、質疑を終了いたします。

次に、（2）町会アンケートの結果概要等について、理事者からの説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 引き続き、地域振興部資料2-1に基づきまして、町会アンケートの結果概要等についてご報告いたします。少々長くなりますが、恐れ入ります、足早にやりたいと思ひます。

町会・自治会は防犯・防災、環境美化、高齢者や子どもの見守り、レクリエーションの実施や祭礼文化などの地域の伝統を守り継承していくなど、区民の皆様への身近な暮らしに関わる様々な活動を通じて、安全で安心な暮らしやすい地域社会の維持と発展に貢献してございます。また、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う地域コミュニティの核として、また、地域自治の要、根幹を担っていると言えらるものでございます。一方、役員の高齢化、加入者数の伸び悩みなどによりまして、そういったことから担い手不足などによりまして、持続可能性の維持、向上は全国的な課題、懸念となっております。これは、本区におきましても例外ではない状況でございます。こうした状況に対しまして、町会の持続可能性を高めるため、区は、町会の運営や活動を支援する取組の糸口についたところでございます。この町会支援の取組に当たりまして、これまで出張所長ですとか、子どもが地域で直接見聞きすることや肌で感じている町会の状況や困り事、また、どういったことを工夫されているかなどについて、より明らかにすることが必要であろうという考えに基づきまして、改めてアンケートの形でお聞きすることとしたもので

ございます。今回、そのアンケートの結果がおおむねまとまりましたので、ご報告させていただきます。

まず、項番1、アンケートの実施目的と対象でございます。目的は、町会の運営や活動の現状等を把握し、今後の町会支援策の検討に活かすものでございます。対象は、107町会の町会長、婦人・女性部長、青年部の方。お聞きした内容の概略でございますが、町会の概要、運営と活動、課題、行政との関係等についてでございます。期間につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。

項番2、回答状況でございますが、町会長の方々101名の方、婦人・女性部長の方88名の方、青年部の方73名の方にご協力いただきました。

項番3、町会アンケートで見える課題などでございます。課題として、大きく組織運営・町会活動におけるものと町会が求める支援や協力の側面の二つからひもといってみました。

まず、(1)組織運営・町会活動の側面においてでございます。執行部、組織運営、デジタル化や情報共有手段、イベント実施時の負担感、地域の重要課題と町会の役割・存在意義、祭礼文化の継承の点からの課題でございます。恐れ入りますが、地域振興部資料2-2をご覧くださいながら説明させていただきます。

まず、①の執行部についてでございます。資料2-2の2ページをご覧くださいませでしょうか。町会役員の6割半ばが60歳代以上でございます。困りごととして、「なり手がいない」、「複数の役員ポジションの兼任が多い」、「担い手を育てることができていない」となっております。やはり若年層の加入が進まないことによって、町会組織の継承が進められない状況であることが改めて明らかになってございます。

次に、2-2の3ページ、組織運営についてでございます。やはり役員のなり手、後継者不足、構成員が増えず、若年層が少ない、とりわけ青年部にあっては、若年メンバーの不在が困りごととする回答が8割を超えております。このほか、町会を取り巻くイメージが伝わらないこととすとか、町会活動の実働を担う青年部世代の時間的制約などが課題となっていることがうかがえます。

次に、同じく4ページ、5ページをご覧くださいませでしょうか。デジタル化や情報共有手段について聞いております。課題や困りごととして、「デジタル化の対応能力に差がある」、「特定の人に負担が偏っている」、「ノウハウを持った人材がいない」。一方で、情報共有手段におきましては、青年部にあっては、回答者の97%がLINE、SNSでの共有を図っているということが分かりました。

次に、イベント実施時の負担感についてでございます。6ページから8ページでございます。町会活動で力を入れているものとしては、「祭礼」や「イベント」、「防災訓練」、「高齢者の見守り」、「防犯・パトロール」等でございますが、課題や困りごととして、「運営スタッフが少ない」、「人数が少ない中で運営の負担が大きくなっている」ということが課題でございます。一方、連携を深めたい団体といたしまして、町会内の企業や商店、また、大学等の協力を求められていることがうかがえるものでございます。

次に、⑤番の地域の重要課題と町会の役割・存在意義について聞いた部分でございます。9ページ、10ページをご覧くださいませでしょうか。重要課題としては、「祭礼文化の継承」、「地域の安全対策や防犯」、「地域の防災」、「住民同士の交流やコミュニケー

ションの希薄化」が挙げられております。町会の役割、存在意義として大切なこととしては、「地域のつながりの基盤となること」、「祭礼文化を継承していくこと」、「地域の安全を守ること」、また、「災害への備え、災害への対応を強化すること」が挙げられておまして、地域コミュニティの基盤（核）としての位置づけですとか、災害時の自助・共助に備えることへの意識の高さがうかがえるものでございます。

⑥番、祭礼文化の継承についてでございます。11ページ、12ページをご覧くださいませでしょうか。恐れ入ります。資料2-1につきましては、裏面に移ってございます。課題といたしまして、祭礼文化を継承する次の世代、町会内で段取りを知る者、担ぎ手、役割分担や交代できる人が少ないことなどが挙げてございます。また、祭礼文化を継承していくに当たり、伝統やノウハウの引継ぎ、運営に当たっての人材不足が課題となっております。

また、充足感と負担感についてお聞きしておりますが、青年部におきましては、負担感を持つ人は比較的少なめで、全体的に充足感が優勢でした。一方、女性部長・婦人部長の方々では、充足感と負担感がぴったり同じ、拮抗しているという状況でございます。こうしたことから、青年部の方々は地域活動への意欲につながっているということがうかがえますが、一方で、婦人部長・女性部長の皆さんは祭礼の下支えとしての負担に今後注意が必要ではないかなということが言えるのではないかと考えております。

次に、(2)の町会が求める支援・協力についてでございます。町会加入促進と活動や運営の点から見たものでございます。

13ページ、ご覧いただけますでしょうか。町会加入促進におきましては、「一定規模以上のマンション開発に対し事前に町会加入等について協議をすること」ですとか、「マンションに対して町会活動に対する理解を深めたり協力を努めたりすること」、一方、「区の広報などによる町会参加の機運の醸成」など、ルール化や区による情報発信が求められているということがうかがえます。

また、14ページでございますけど、活動や運営における支援・協力におきましては、「各種事業実施に対する財政的な支援」、「区への事務手続きの簡略化」、「次世代の担い手の人材育成」、「活動場所確保のための支援」等々、財政的支援のほか、情報発信ですとか提供、それからコーディネート強化が求められているということが分かりました。

今回のアンケートによりまして、このような課題、困り事や町会が求めているものが明らかとなってまいりました。一方、町会においては様々な工夫をしているという様子も分かっています。詳細等につきましては、お配りしたそれぞれの概要版をご参照いただければと存じます。

今回のアンケートを一つの要素、糧といたしまして、項番4、今後の取り組みでございますが、一つは伴走支援でございます。支援対象町会に対しまして、個々の町会の特徴・状況に合わせて、列挙させていただいているような、例示させていただいているメニューの中からオーダーメイド型の支援を行ってまいります。もう一つは、祭礼文化の継承に関する支援でございます。町会の役割・存在意義として、「祭礼文化を継承していくこと」という回答が多いことから、祭礼文化の円滑な継承を支援するため、歴史や伝統、文化的なものや運営の下支え的な部分など、祭礼を構成する様々な要素を洗い出しまして、区としてどの事項に対して支援ができるか、検討を進めてまいります。

町会アンケートの結果概要等、長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 この3の（1）の⑤に地域の重要課題と町会の役割・存在意義についてということで、祭礼文化の大切さは当然重々承知しているんですけど、やっぱり地域の安全対策、防犯、あと、地域の防災、よく——よくというか、一番、今回、年末、忘年会、新年会にお伺いさせていただいて、非常に心に残った言葉が町会は世界に日本しかないという、こういうコミュニティはとっても大切なんだというお話を聞いて、なるほど。イギリスにもないですよ。結論、祭礼文化は今物すごく行政のほうで研究していただいているんで、そこはないんですけども、安全・安心、防犯・防災、あと、コミュニティ、コミュニティのところはよくご検討いただいていると思うんですが、安全・安心、防犯・防災のところから伴走支援というのを、非常に、特に、これから首都直下地震もあるかもしれないので、防災という観点からも伴走支援のところのプログラムを何か充実していただくのがいいんじゃないかなと思っていまして、どのようにお考えか、今後の方針とか教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○赤海コミュニティ総務課長 今回の伴走支援に関しましては、町会の運営ですとか活動に関してのお困り事というんでしょうか、いわゆる町会の持続可能性を向上するためということの支援を行っていくものでございます。その中で、今ご指摘いただいたような個別というんでしょうか、防犯・防災等々に関しても、これは、どちらかという、町会に対して人員、例えば、人手が足りないといったようなことですか、そういったことに関して、伴走しながら、町会員を増やすこともそうですし、町会員だけではなくて、そういったときの協力をどうやって得ていこうかというようなことの伴走支援を行っていくものでございます。そうしたことから、いわゆる総合的に我々のほうでは取り組んでいくというものでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 ありがとうございます。その中に含まれていると思いますが、ぜひ安心・安全、防犯・防災、特に防災の観点からの伴走もどうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 このところの先ほどの資料のところ、まず、1、実施目的・対象等ということで、目的が書いてあります。町会の運営や活動の現状等を把握し、今後の町会支援策の検討に活かすと。これは分かるんです。けど、逆に言うと、なぜこのタイミングでアンケートを——折り返して入ってきたばかりなんで分からないけど、なぜ、このときに町会アンケートを、必然性というか、背景というのはどういうことでこのアンケートを取るということになったのか、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、先ほど少し触れさせていただきました町会の持続可能性を向上させていくためには、何がしか支援策が必要であるというふうな考えに基づきまして、その支援プログラムというものを構築していこうというふうなまず考えておりま

した。ただ、支援プログラムを組んでいくに当たっても、先ほど少し説明で触れさせていたいただきましたが、私たち職員というんでしょうか、区側がふだん見たり聞いたりしていることだけではなくて、実際にどれぐらいのこういった部分でお困り事が多いのか、いわゆる統計的にこういった部分が非常に大変な状況になっているのかというのを、実は統計的には持っていなかったという部分がありました。そういったことから、支援プログラムをやっていく前段として、改めて、この時期にアンケートでそういった部分を明らかにしたいということで実施したものでございます。

○はやお副委員長 非常によく分かるんです。和泉町は、関東大震災のときに何度も言っておりますが、唯一みんなでまちを守ったということなんですけど、あれはたまたまの奇跡のところなんですね。火の火砕流というか、それがこっちのほうに風向きがなかったとか、また、たまたま帝国ポンプという会社があって、あれを使いながら下水の水が使えたとか、また、うちの親戚である、その復興のときに、あそこのところはお米屋の間屋があって、それを全部神田川に投げ込んで、焼き米でもその後におにぎりが食べられる。それで、あと、うちが本家であった自分のほうのところの梅干しをやっていましたから、それを放出すると、おにぎりとおでんをすれば、とにかくみんなが支援できたという。で、その後、結局は早期に和泉町というのは町会を発足し、先ほどのざわ委員がおっしゃったように、そのところから結局は町会というものをつくることによって、支援体制、そういう発災のときの対応というところの歴史がある。

だから、非常に分かるんです。だけど、今何を考えなくちゃいけないかって、もっとコミュニティとは何なのかということについて、どう考えているかということなんです。というのは、うちの町会は、たまたま集合住宅の人だとか町会の人だとか、それと、あと企業のほうが大きい企業がありますから、非常にマッチングしているんですよ。けども、そうでない地域もあるわけです。例えば、麴町のどことは言わないけれども、結局は集合住宅が多過ぎて、そして、じゃあ、実際のところの運営はどうなっているのかという問題のところもあるでしょう。そして、また、ある地域については、商店街を中心としたり、企業を中心としたりしている町会もあるわけです。そうしたときに何を言っているかということ、町会という一つのくくりでコミュニティの整理ができるのかということなんです。私はなるほどなと思うんですよ。うちの町会だけを近視眼的に見れば、そこを整理する必要があると思うんですよ。けど、もっと大きい視野でやったら、コミュニティというのはもう多様化しちゃっているんですよ。そこをどうやって整理するかということなんです。だから、今、この町会だけコミュニティを整理するという必然性とか背景というのは何なのかということをお答えください。

○赤海コミュニティ総務課長 やはり町会というものが今ご指摘も頂いたように、防犯・防災ですとか環境美化、そういったようなことで、様々な点から、また、コミュニティに関しても地域の核であり、また、いわゆる地域自治を担っていただいている根本であろうというふうに私も考えてございます。その中でも、やはりご指摘のとおり、今、コミュニティの形、種類は様々になっているというご指摘も認識しているところでございます。現在におきましては、まずは地域自治やコミュニティの核である歴史的な経緯もある町会のやはり持続可能性を向上させつつ、また、お言葉にありましたマッチング、地域とのマッチング、それから、地域だけではなくて、様々な多様な団体とのマッチングもしながら、

まずは町会の持続可能性を向上させ、それから、さらに様々な団体の活性化も図っていきたいというようなところで、コミュニティというものを私どものほうでは考えているところでございます。

○はやお副委員長 町会が中心となって核となるということについては、今の現状からしたら、そうせざるを得ないだろうと思います。行政のほうの様々な手助けもしていかななくてはいけないでしょうし、また、相互間で、出張所が小さな町会についてはすごい多大なる支援をしていると思うんですね。だから、そのところは分かります。だから、でも、今日のところは、これ以上そのところは追求しませんけれども、何かといったら、非常に祭礼文化の継承に関する支援ということがトピックで書かれているということは、私は希有な感じがするんですよ。というのは何かというと、祭礼文化のことについて、ここまでトピックするということは、そのためだけにアンケート調査したんじゃないかと思っちゃうんですよ。

どういうふうにやっていくのか分からないですけども、でも、かといいいながら、このところについて全部アンケートで書いてあるのは、マンパワーが足りないですよというところが中心なんですよ。それをどうやって行政が支援していくのかって、具体的な話になったときに、これ、どういうふうにやろうというふうに考えているのか、この辺のところについてはまた後のところなのかね、どうなのか、全体やってからのことだけど、非常に、このアンケートということからしたときには、ありとあらゆる階層のところの青年部長並びに婦人部長、そして、また町会長というふうになりながらも、企画・運営何々って青年部はそう言っていますけれども、本当のことを言って、僕はすごく青年部を見ていると大変だなと思うんですよ。自分もそうだったように、例えば、神田祭のときなんかは、自分のところのおみこしは大きいですから、300から400の人間の担ぎ手を集めながら、それで宮入りに行って帰ってくるわけですよ。そうなってくると、運営になっちゃうんですよ。お祭りを楽しむという形じゃないんですよ。つまり、マンパワーなんですよ。じゃあ、それをどうやって区が関与するんですか。いや、お金を出すために、単なる文化財としての祭り、みこしだとかを補填するんだよという話になったときに、先ほど言ったように、コミュニティが町会だけじゃなくなってきたときに、その整理がされていなければ、公平、公正な話というのができないはずなんですよ。だから、今度は次のところで出てくるのは、財政のほうからの補助金のあり方検討会というのがクロスしてくるわけですよ。

だから、その辺のところは、今、指摘いただいたところでとどめるしかないだろうとは思いますが、後で財政のほうから補助金等々のことの方の整理を聞いた上で、またちょっとこのところをやらないとしょうがないと思うんですけど。ちょっと、今、この辺のところどう考えているのか。一部になっている——分からないんですよ。私は、町会というのが核になると思っているのは、自分の町会を見てそう思っています。けども、そうじゃなくなっているところが多くあって、この前のところであった町会補助金の問題というのがあったら。そこを踏まえて、本当に本気で整理するのかどうかということなんですよ。そこをお答えいただきたい。

○印出井地域振興部長 今、はやお副委員長のほうから、様々な観点からご指摘を頂きました。先ほど課長がご答弁申し上げたとおり、町会が千代田区における地域コミュニティ

の中核的な存在、中心になる存在ということにつきましては、執行機関だけではなくて、議会のほうとも認識を一にしているんじゃないかなというふうに思っております。一方で、地域コミュニティに対する期待というのは、東日本大震災や孤独死の問題とか子育て支援とか、様々な形で高まっているにもかかわらず、地域コミュニティの担い手というのは空洞化しているという問題意識も共通しているというふうに思います。そういった中で、町会の中核的な存在であるということは間違いありませんが、ご指摘のように、多様な新たなコミュニティ活動団体の存在、それから、千代田区における企業、団体、事業者の存在、そういったことも我々としては総合的にしっかり見極めていって連携を図っていく必要があるということは、ご指摘のとおりかなというふうに思っています。

それから、今ご指摘いただきました祭礼文化については、我々としては、こう言ってしまうと、そういった宗教団体には申し訳ないんですけども、祭礼そのものの価値というよりは、祭礼が地域コミュニティの求心力になっているということについては、様々な社会学や経済の研究のほうからも指摘がされている中で、そういった形で、祭礼を目的に使うというのは非常におこがましいところではあるんですけども、どうもそういう傾向があるようだ。とりわけ千代田区にあっては、神田祭、山王祭をはじめとした江戸由来の歴史的な経緯と価値、文化的な伝統を持つ祭礼が今もなお生き継いでいるというところの中で、しっかり研究をして、政教分離の観点からも検証しながら支援していくことをもって、地域コミュニティとしての町会がさらに結束力を高めていく。それから、もう一つ、祭礼研究の中では、まさに新たなコミュニティとの橋渡しの可能性も秘めていると。それから、企業や事業者の参画の可能性も秘めているというところもあるので、そういった中で研究をしているところでございます。

後ほど、またその辺も踏まえた形で補助金の在り方の報告もさせていただきますけれども、まさにはやお副委員長の認識という意味では一にしているかと思しますので、それがしっかり説明責任を果たせるような形で、今後、議会ともしっかり議論をしながら見直しを進めてまいりたいというふうに思います。

○はやお副委員長 おっしゃるとおりなんです。私は、先ほども何度もちょっとしつこいよと言われるんですけど、町会発足100周年、それで、経営理念に近いような町会理念が「みんなで担ごう和の神輿」なんです。つまり、それを通して文化になっているんです。それがあったからこそ、町会が、例えば、隣である佐久間町だとか何かおみこし単位にみんなが集まったんです。コミュニティがあったんです。でも、その時代は時代だったんです。だから、そこを大切に思うし、重要だと思いますし、でも、そこに公平性とかということをおまえは何かそれを否定するのかって、またすぐある人たちからすると、地元に行かれて、私に対する公平性の、やっぱり議員としての立場の話と地域のことは違いますから、そこは分かりました。じゃあ、そこのことについては、あり方検討のところの説明の中で、もう一度確認したいと思います。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、ここについて質疑は大丈夫ですか。確かにこのアンケートはちょっと祭礼文化に寄っているねというか、⑤のところで、町会の役割・存在意義については、防災とか防犯が書いてあるにもかかわらず、防災・防犯についての取組についても、そんなに伴走支援については書いていないみたいなことになってくると、もうちょっと、そこは町会の意

義・役割全般について、もう少し伴走支援していただきたいなと思うんですけれどもね。じゃあ、ちょっとこれは補助金のほうでも引き続きやっていただきたいと思います。

ほかに質疑がなければ、ここの町会アンケートの結果概要等についての質疑を終了します。

続けて、（３）町会等自治団体等に対する補助金についてですが、政策経営部の報告事項（２）補助金制度の運用についても関連するため、一括して理事者からの説明を求めます。

○前田財政課長 それでは、政策経営部資料２をご覧くださいと存じます。

補助金の概要及び実績につきましては、先月５日の当委員会にて、その他事項でご説明をさせていただいたところでございます。本日は、補助金の一層の適正運用を図っていくための取組、具体には補助金交付基準及び補助金判定・評価シート、これを策定して運用してまいることにつきましてご報告をさせていただきます。

項番１、補助金交付基準（案）でございます。

目的でございます。記載のとおり、補助金が具備すべき基準の基本事項を定めるとともに、補助金の目的・意義につきましては統一的認識を持ちまして、補助金の有効的な執行と支出の適正化を図るものでございます。

（２）位置づけでございます。現在、補助金の支出に際しましては、地方自治法の規定のほか、補助金等に係る予算の適正な執行を図ることを目的といたしまして、補助金等交付規則を制定しているところでございます。本基準は、その規則を補完するものとして位置づけるものでございます。

（３）基準の構成でございます。本日、資料２－２、次のページ以降で交付基準（案）をおつけしてございます。ご覧を頂ければと存じます。恐縮でございますが、ポイントを絞ってのご案内とさせていただきます。

まず、項番３、交付の対象でございます。補助金でございますけれども、区が個人や団体等の行う特定の事業に対して、公益上必要があると認めた場合、その事業目的のため交付する金銭である認識の下、事業や活動経費の一部または全部を対象として交付するものでございます。

次に、項番４、交付の視点でございます。前回の委員会の中でもご説明させていただきましたが、補助金のあり方に関する検討委員会からの意見書にも意見として頂いた部分でございます。具備する六つの視点といたしまして、公益性、必要性、公平性、公正性、客観性、透明性につきまして記載をさせていただいているところでございます。

そのほか、項番５、交付基準では、補助金の分類や補助率、補助期間、６では事務処理基準等を記載してございます。

資料２－１にお戻りいただきまして、前ページにお戻りいただきますと、記載の１０項目の構成の部分が一覧で確認できるとさせていただいてございます。

続きまして、項番２、補助金判定・評価シート（案）でございます。

こちらも目的でございますけれども、補助金事業の改善のための具体的手法といたしまして、補助金のあり方に関する検討委員会からの意見書にあったものでございますけれども、補助金の新設や見直しを行う際に活用するものでございます。

（２）主な評価項目等でございます。記載にございます公益性等交付基準に基づく視点、

それから、有効性等補助的視点、実績報告書の有無、補助金の終期等がございます。本日、最終ページ、資料2-3といたしまして、シートをおつけしてございます。別途ご確認を頂ければと存じます。

最後に、運用開始でございますけれども、4月1日、来年度からの運用を予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○赤海コミュニティ総務課長 続きます。私ども地域振興部から、地域振興部資料3に基づき、町会等自治団体等に対する補助金についてご説明させていただきます。

町会等自治団体等に対する補助金に関しましては、かねてより様々にご議論いただいたところでございます。ただいま政策経営部からの報告のとおり、今般、補助金制度の運用に関しまして、交付基準の案等がまとめられるということを受けまして、私どもコミュニティ総務課が所管する町会等自治団体等に対する補助金における課題や今後の取組についてご報告させていただきます。

項番1でございます。まず、町会等自治団体等に対する補助金の対象と目的でございます。町会等自治団体、連合町会、連合町会長協議会等が実施する「住民相互の連帯感の醸成及び良好なコミュニティの形成の促進」に資する事業に対して補助金を交付するというものでございます。

項番2、町会等補助制度の経緯でございますが、昭和40年度に町会等自治団体等への補助金制度が創設されて以来、補助内容ですとか金額等の見直しを重ねつつ、継続的に補助金を交付してまいり、現在に至ってございます。

項番3、町会等補助金検討の背景でございますけれども、まず、町会等に対する補助金制度は、制度創設以来、適正な運用に努めてまいりました。また、補助金の使途の確認等の見直しに関する基本方針、平成25年策定のものでございますが、こちらを踏まえ、費用対効果、公平性、公正性、客観性といった観点から適切な運用にも努めてきたものでございます。一方で、補助金の使途が曖昧になりがちな団体補助から事業内容に応じて支給する事業補助への転換が求められておりまして、補助金支出の透明性向上も重要な課題となっております。

次に、町会におきましては、制度創設以降、一貫して地域コミュニティの中核として、区政運営ですとか地域の持続的な発展に大きく貢献してきていただいております。一方で、町会運営を取り巻く環境といたしまして、加入率の低下、役員層の高齢化、単身世帯の増加など、構造的課題が顕在化しているところでございます。こうした状況を踏まえまして、町会の持続可能性の向上と活性化を推進する観点から、今後の補助の拡充等を検討するに当たりまして、策定予定の千代田区補助金交付基準も踏まえて、改めて町会補助制度の運用を検討する必要があるというふうに認識してございまして、そういった背景でございます。

次に、項番4、現行の町会等補助の概要についてでございますが、「住民相互の連帯感の醸成及び良好なコミュニティの形成の促進」に資する事業に対して、(1)から(4)により補助金を交付してございます。町会に対しましては、定額分と世帯割、それから、連合町会については、その連合町会を構成する町会数に別に定める額を乗じた額、連合町会長協議会に対しましては、当該年度の予算に定める額を、さらに、(4)といたしまし

て、町会が行っております掲示板の新設、建て替え、町会または地域の団体が行う街路灯の新設、建て替え及びその維持管理といったものに対して交付しているというものでございます。

資料裏面をご覧くださいませでしょうか。項番5、今後の課題でございます。

一つ目といたしまして、補助金交付基準における補助金の性質別分類に関することでございます。町会は、区域内の防犯・防災、地域の見守りや清掃活動など、行政代位的な地域自治を担っているという側面がございます。また、地域や町会員のためのレクリエーションや祭礼文化の継承など、区のコミュニティの形成維持といった施策にかなう事業に対しては奨励的に支援が必要な部分があります。さらに、地域自治、地域コミュニティの核として様々な活動を担っていただいているという状況がございますことから、団体そのものを維持していくために、団体運営費による支援という側面もございますが、これらのことについて、補助金の性質別分類における町会等の補助金の位置づけの整理を行っていく必要があるということでございます。

二つ目は、補助対象事業の明確化でございます。対象となる「住民相互の連帯感の醸成、良好なコミュニティの形成の促進」に資する事業とはどのようなものか、その明確化を図る必要があるということがございます。

三つ目、補助金交付額積算の考え方の検証といたしまして、町会の役割の変化、それから社会経済状況、地域の人口構造等を踏まえて、定額分や世帯割の額等についての継続的な検証を行っていくことが必要であるということでございます。

四つ目といたしまして、補助事業の拡充。今後も町会の持続可能性と活性化を図るため、拡充すべき対象事業はどういったものかを検討していくことが必要であること。

五つ目が補助金執行状況の確認でございます。これまでも適切な運用には努めてまいりましたが、今後はさらなる公正性、透明性の向上を図りつつ、より効率的な確認手法の導入を図っていくことが必要であろうと。また、コミュニティ活動事業助成など、他の補助制度との関係性の整理も必要であるというふうに考えてございます。

こうしたことが今後に向けての課題だと受け止めているところでございます。

今後の取り組みでございます。今お示しさせていただきました課題等を踏まえまして、補助金交付要綱の見直し、それから運用の適正化に向けて、仮称ではありますが、「町会等補助金の手引き」の策定を検討してまいります。こうしたことによりまして、補助対象事業の範囲の明確化、並びに補助金執行状況に関する公正性、透明性の一層の向上を図るとともに、極力、町会の皆さんですとか出張所の負担が増すことがないように、補助金申請ですとか報告業務の効率化も推進してまいります。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○秋谷委員 1点だけなんですけれども、区長が様々なところで祭礼文化の応援をしていくというのと、あと、補助金がおっちゃんになっちゃって、何個か聞いたのが、皆さん、寄附金として区が持ってきてくれるんじゃないかと、各町会に。祭礼、お祭りのときに寄附金を持ってきてくれるんじゃないかと勘違いなさっている方が1人、2人じゃなく、結構いらっしやると。その点に関して、ちょっと補助を出して地域が盛り上がるのはすごく大

事ですけど、勘違いなさって、何だよ、持ってこねえじゃねえかとなっちゃったら、逆にひびが入ってしまいますので、周知の方法や祭礼文化との結びつき等、ぜひ気をつけながらやっていたらいいなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、祭礼文化の支援に関するところでございます。私からご説明をさせていただきます。

ただいま祭礼文化の継承のために地域をどう支援していくかというものについては、鋭意検討中という状況でございます。例えば、補助金という考え方、ここも、今、内容については整理をして、またご報告をしてということで段取りを考えておるところでございます。仮に、補助金という形でご支援をさせていただくに当たりましては、今、議長おっしゃったような、いわゆる寄附金、お祝い金という形というのはこの補助金の制度にはなじまないものというふうに私たちは認識をしております。あくまで補助金を分類したときに、ここでいう例えばですが、奨励的な経費というような整理であれば、実際にかかる、このことを実施するので、これだけ経費がかかるということをご申請いただいて、それが内容を確認して、実際にその分が確かに支払われている領収書といったもので確認ができると。対象経費を明確にした上で、そこに対しての補助であると。それ以外の神事に関わる全般の部分に関して、その補助金が流れるようなことがないようなという制度設計は考えております。

です。例えば、一般の企業等から奨励金という――失礼しました、お祝いという形で受け取っている町会も中にはあるかと思いますが、そういったものとは別な性質、あくまで経費補助ということになろうかと考えております。

○秋谷委員 ありがとうございます。本当に公正性を持って運用していただければなと思うんですけども、町会の方たちが勘違い、町会というか、お祭りをやる側が勘違いして、何だ、寄附金を持ってこねえのかよとならないように、ちゃんと周知とか、ご理解を頂きながらやってもらえればなということなんで、よろしく願いいたします。

○清水コミュニティ政策担当課長 ありがとうございます。新たな制度を例えば構築という場合には、そういった誤解を生まないように、しっかりと事前の説明というものを徹底してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 はい。

ほかに。

○田中委員 この町会のほうの補助金についてなんですけども、大変大切な取組だと思っておりますが、幾つかご質問させていただきたいと思っております。

まずは、定額分及び世帯割というのが町会のほうにありまして、こちらは一定の定額があって、その上に何人までは幾ら、何人以上は幾らとか、段階になっているという話を以前に聞いたと思うんですけども、それで合っていますでしょうか、認識は。

○赤海コミュニティ総務課長 ただいまご質問いただいたとおりの状況でございます。参考までに、今、定額分というのが一律で22万円交付させていただいております。それから、人数というか、町会の中での世帯数に応じて、ここからここまでの範囲だったら1世帯当たり幾ら、ここからここまででしたら1世帯当たり幾らというような算定の下に交付をしているものでございます。

○田中委員 ありがとうございます。そうしますと、その方法ですと、やはり人数が多い

町会にとっては不利というか、人数が少ないほうが有利で、小さい町会にしたほうがいいのではないかというインセンティブが働くと思うんですけども、この方法については検討をしていただく予定なんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 昭和40年度にこちらの補助金の制度が出来上がりまして、創設されまして、長い年月をかけて、今の状態にはなっているというところでございます。一方で、先ほど少しご説明でも触れさせていただきましたけども、この定額分ですとか、世帯割の考え方についても、改めてちょっと我々のほうで整理をしていかなければいけないというふうに認識してございまして、なかなか算定根拠云々ということになると難しい部分はあるんですけども、若干お時間を頂きながらでございますが、整理をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田中委員 ありがとうございます。期待しております。

もう一点ご確認なんですけれども、これ、町会のほうには世帯割があって、連合町会のほうにはそれがないという、この記載がないんですけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 資料でのちょっと記載が不足しており、申し訳ございません。連合町会に関しましては、1町会当たり4万円の単価を設定しておりまして、それに町会数を乗じて交付させていただいているというものでございます。

○田中委員 そうすると、世帯数ではなく、町会数でということでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。ご指摘のとおりでございます。

○田中委員 そうすると、連合町会のほうでは、世帯数によつての不公平感というのがないということになりますよね。

○赤海コミュニティ総務課長 現状では、特にそういったお声までは寄せられてはいないというところでございます。

○田中委員 こちらの連合町会のほうに関しても、そういうところを見直していくというこれからのご予定でしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 そうですね。今回、町会等自治団体等に対する補助金ということで、今、こちらのそれぞれの補助金のメニューというんでしょうか、お示しさせていただいております。単に町会のみ、町会単会部分だけではなくて、総合的にちょっと整理をしていかなければいけないだろうなというふうな認識は持っております。また、これは、少し触れましたけど、活動事業助成ですとか、そういったような補助金も関わってまいりますので、私たちの所管している部分に関して、繰り返しになりますが、総合的にちょっと見直しというんでしょうか、整理をまずしなければならぬという認識で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかにこの件について。

○のざわ委員 この5の（3）の補助金交付額積算の考え方のところで、今、非常に景気が悪くなって、物価高騰対策、区民の暮らし支援事業も第二弾で、前回5,000円に対して1万円、これが分かりやすいのかなと。あと、2026年1月20日の国債の市場で

ブラック・チューズデーといって、40年国債が4%を超えて、今日見ても3.995%。つまり、金利が上がって、これから円もどうなるか。景気が少子高齢化の中でますます悪くなる可能性があって、要は、物価が上がっていく可能性が高い。そのときに、まちのお祭りで、例えば、お土産が高くなっていますねみたいな、いろんなところで支出が増えると、やっぱり交付積算額の定額分や世帯割のところについて今お考えというふうにありますので、そこについては詳細なことは申し上げませんが、物価スライドと申しますか、やはり全体の町会、町会等自治団体に対する補助金が増えるような、物価が、値段が上がっていくと、それに対して、それにスライドする形でも、もしくは値段が増えるような視点をこの補助金交付額積算の考え方に、これから例えば7年ぐらい、10年かもしれませんが、そういうことが、全体の金額が物価上昇にスライドして増えていくような考え方を取っていただくということが必要ではないかなと思うんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘ありがとうございます。確かに世の中が物価高ということになってございまして、地域、町会の皆様からも何とか上げてもらえないかというお声を頂いているのは確かでございます。一方で、そういった拡充も恐らく必要だろうなという認識に立ちながらも、やはり補助金というものが、今、私のほうでご説明させていただいている町会等自治団体等だけではなくて、様々な分野で様々な補助金が交付されていることがございますので、そういったことも鑑み、また、財政当局との横串の足並みというんでしょうか、そういったものも必要であろうかと考えているところでございます。一方で、繰り返しになりますが、今、物価高でお声を頂いているということに対して、何というんでしょうか、規定上、物価スライドというような規定をしてしまうと、ずっと上がり続けていったまんまということにもなりかねませんので、そういったことも課題として認識しながら整理をしまいたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

○はやお副委員長 このところでまず確認したいのは、財政のほうのところの確認なんですけれども、補助金の交付金についての考え方、以前も話しましたように、結局は団体補助というか、団体補助の考え方と事業補助って大きく二つになって分かるんですけれども、この辺の考え方というのは、基本的には事業補助にウエートを置いていくという大きな流れがあったと。今、そうはいいながらも、やっぱり使い勝手等々を考えたときに、団体補助もあるだろうと。今、その辺の考え方として、どういうふうに所管として、財政課としては考えているのか、お答えいただきたい。

○前田財政課長 まず、こちらは、平成25年に区として基本方針を打ち出しているところに関係するものでございます。区として、団体補助から事業補助への見直しを進めていくといったことで方針を打ち出しているところでございます。といいながらも、団体補助を完全に否定しているとか、そういうわけではございませんで、団体補助である場合は、必ずそういった対外的に説明がきちんと通るよという形のもので準備していかなければならないというふうに認識をさせていただきます。といいましたが、まずは区として事業補助への見直しを進めていこうといった中で、今、各所管を越えた形でご協力を頂きながら、様々そういった公平性の観点等を含めて、適切に補助金が執行できるように進めていると

いったそういった状況でございます。

○はやお副委員長 先ほども何度も繰り返して、祭礼の話にはなるんですけども、何でやっぱり、例えば、私の町会、当町会のほうは、そういうことで、おみこしがつまり文化になっていて、そこを中心にしたから、発災時のときも対応してきたと。だから、そういう意味では、町会に対する補助金を出すということにかなり公平性はあると思っているんですよ。でも、そのこのところ何かといったときに、お祭りに対して出しているんじゃないんだと、こういうスタンスなんです。それは何かといったらば、発災時のときに、結局は、お祭りがキーになって、例えば、高齢者とか敬老者の方に対しては、お弁当を配ったり何々する中で、そのこの実態を把握していく。そして、また、子どもにお菓子を渡すことによって、あそこの家にはこういうお子さんがいるねということをお婦人部を中心にしてながら把握していく。そういうシミュレーションができるんだと。これ、実態ができるんだというところからしたときに、町会補助金のあれを出すということに関しては、非常に正当性はあると。でも、結局はお祭りということがキーになっている町会はそうですよ。でも、今回、祭礼のことに對して、どういう視点で出していくのかといったときに、結局は公平性、正当性、そういうものからしたときに、配分についての妥当性ということ考えたときに、どういうふうにやっていくのかというのが見えないんですよ、祭礼に対しては。実際の問題は、アンケートで先ほどもあるように、マンパワーが足りないんだと言っているんですよ。お金の面について、もしそういうことをやるのであれば、とてもとても結局は宗教性という観点からあるんで、この辺は、まず財政の考え方、そして、また今後祭礼のところに投入していくということであれば、事例があるのかどうか、その2点について、それぞれお答えいただきたい。

○前田財政課長 それでは、前段の財政としての考え方についてご案内をさせていただきます。

本日、交付基準案をお示ししてございますが、補助金の分類として幾つか挙げさせていただいているところでございます。また、補助率につきましては、それが奨励的補助金に当たるのか、あるいは行政代位的な補助金に当たるのか、そういったものも含めて、補助金の補助率額をどこまで出すかというところを規定しているところでございます。この辺りが、町会の取扱いによっては、分類が必ずしも一つのところで性質として充てられるかといったところはそうではなくて、複数の性質を持っている可能性も十分考えられます。そういった形で先ほどもご説明があったというふうに認識をしております。そういった部分につきましては、私ども財政としましても、所管と鋭意協力をいたしまして、どこがどういった分類を当てはめることが公平性、公正性の観点から正しいのか、そういったところをお示しし、それがまた情報公開とかも含めて、どういった形で実績を上げているのかといったところも併せて、いずれにしてもご案内が必要になってくるというふうに認識をしておりますので、その部分も含めて適切にやっていきたいというふうに認識をしております。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、この補助金制度再構築の中で、祭礼文化への継承、今後の検討に向けての視点で、現時点で私どものほうで捉えている部分をお答えいたします。詳細の、今の研究を踏まえた立ち位置ですとか、今後の補助金を検討していく場合の形につきましては、次回以降の委員会でご報告を詳細にさせていただければと考

えております。

現時点で、この祭りというのが、副委員長おっしゃるとおりで最終的にはコミュニティの醸成というところがまず目の前にございますけれども、有事の際、発災の際のオペレーションに影響してくると、人命救助にもつながってくるということで、この祭礼文化をキーとしつつも、何でしょう、一連の塊がやはり社会資本としての位置づけにもなろうかというふうに考えております。そうすると、行政としても、そこは、例えば、補助金という形でご支援をするということにも一つ理屈が成り立つというふうに考えております。その中で、公平性、正当性、妥当性の部分で申し上げますと、確かに祭礼を構成する要素というものはたくさんございます。その中には宗教色を帯びたものも含まれますので、これを一緒に補助金という形で手当をしていくとなると、ここには様々なご意見もあります。法律上に適合するかどうかでいうと、非常に厳しい面もあるというふうに認識しております。そうなったときに、この祭礼文化を区がどう支援していくかというときに、今見据えている視点が人の問題、担い手、担ぎ手ですとか、その作法を知る者が少ない、人の問題と、あとは、物として、みこしがあって、山車があって、物を継承していくことに人々が集まるという人と物の視点があるというふうにも考えている中で、特に物の部分に関しては、文化的価値を有するという面から、これは公費を投じるということにも一つ正当性があるかなと。対象経費としては物の維持、修繕、こういったところを手始めに考えるのはどうだろうと、こういった発想は今持っているところでございます。

そういった観点から、様々な自治体を視察調査しているところでございますけれども、おおむねそういった視点で祭りを開催する際の、特に物にフォーカスを当てた支援をしている自治体というところが関東近辺幾つかございます。現時点では、そういったところで、今、整理を考えているところでございます。

〇はやお副委員長 だから、実態論としては大切だと思っているんですよ。でも、そのところで、決してそうではないけれども、町会補助金という形の中でそのところを補填していたと私は認識しているんです。だから、そうすると、また新たに祭礼のもので出してくると何が問題かという、二重の補助金になる可能性があるんですよ。そこは整理していただかないと困るのが一つ。だから、それは、財政のほうでよくチェックしてくださいよ。また、今、場合によっては、これ、当初予算に乗せるという話もちよっと聞いているからね。

それとあと、もう一つは、結局は何かといたら、天下祭というのがあったのはご存じかどうか、400年のときに。そのときに、何かといたら、うちの連合は、みこしに対して御霊を入れたんですよ。そうしたら、ある会派のほうから、これは宗教行事だと言われたわけです。でも、文化という視点からしたときに、ある連合は、御霊を入れないでみこしを担ぐことはあり得ないと言ったんですよ。こういう問題をどうやって整理するんですかという話なんです。それで、今言ったように、いや、町会によって違いますよ。文化財だとか何だとかとあって、だって、もう何千万も、下手するとかかるんですよ、おみこしなんて直したら。で、それを町会独自に独立して、そして、町会とは違って、奉納金をベースにしながら、それで別会計でみんなやっているんですよ、町会は。それは何かといたら、町会だって、私のところは地縁法人ですから、町会費として出したものはお祭りに出したわけじゃないというスタンスなんですよ。それをどうやってテクニカル的にど

ういうスキームでやっていくのかといったところについて、理解できないんですよ、今の話が。場合によっては、どこどこにありますよといったとき、観光協会にお金を出すんだったら、それは半分公益性があるでしょう。でも、町会に出すのか、どこに出すのか。そんな任意団体なんていうのは、この税金は投入できないはずなんです。そしたら、1年間かけてスキームをつくるのが、これは行政マンとして当たり前のことじゃないんですかと何度も言っているわけですよ。でも、それでもやるんだと言って、力強く条例部長おっしゃっているから。そしたら、そのことについては責任を取るんですねという言い方になっちゃうんですよ。

非常にそれはおかしいですよ。議会としてだって、そこを十分審議した上で当初予算をつけてもらわなくちゃいけないんですから。そういったときに、どういうスキームかということの研究費として予算を載せるなら分かりますよ。だけど、実際のところ、もうそれを投入するということについては、とても理屈に合わない。そのことについて、どう考えるのか、お答えください。それと、財政のほうもそこへクロスしてきますから、この考え方。

○前田財政課長 前段のまず所管との連携の部分についてご答弁をさせていただきます。

財政といたしましても、今回、この補助金の交付基準案、そして、判定・評価シートを策定して進めていくといったところで、より一層適切な運用に努めていきたいというふうに認識しているところでございます。また、財政の役割として、制度の透明性の向上、また、説明責任を果たせるようにしっかり取り組んでいかないといけないというふうに認識をしておりますので、ここは、連携をすることはもとより、私どもチェック機能としてしっかり果たせるように連携して、そういったところは適切に行っていききたいというふうに認識をしております。

○清水コミュニティ政策担当課長 祭礼文化支援の補助制度の設計の段階ですね、設計につきましてのちょっと考え方について改めて申し上げます。

祭礼を構成する要素が様々あるというふうに先ほど申し上げましたが、確かに出発点のところ、御霊を入れるという行為もあるでしょうということ承知をしております。そういったところは、政教分離という観点でまず一つ申し上げますと、過去の判例などを洗って見ている中で、確かに宗教行為、宗教法人を直接的に支援する活動であったり、宗教性が非常に強い行為、こういったところは違反になるという可能性が高いというふうに認識しておりますので、我々としても、そういった宗教色を帯びたものについては対象とはしないことが必要であろうというふうには考えております。そのため、祭礼道具である山車、みこし、こういった地域のシンボルであるもの、これが続いていくことが、ひいてはコミュニティの活性化に資するという、ここの部分に関しての維持、修繕というところが直接の対象経費として見据える部分であるというふうに考えておりますので、やはり全体に対して及ぶような補助金ではないという考え方でございます。

また、会計の運営上の分けがあるということも、我々も町会をヒアリングしながら認識しております。一般の運営費のほかに祭礼費があると。皆様からお預かりをしている町会費については、一般的には一般会計の中でやっている。で、祭礼については別でやっているというところ、その骨格も十分に理解をしておるところでございます。それが、祭礼が別になっているというところは、そこは宗教色のあるものについては、住民の皆さん

の基本的な考え方の中にいろんなご意見がある中で、分けて運用という実態もございますので、構造としては把握しているところでございますが、補助金を入れるに当たっては、実態としてそれが祭礼費の中で修繕をしているということであれば、私どもとしては、その中に補助金を入れるということも問題はないというふうには考えております。その代わり、宗教色のあるところには、何でしょう、そのお金が及ぶことがないように、きっちりとガイドラインを整備して、目的とする物品、物の継承のためにある補助金であると、ここを銘打った中で、必ずそこにだけ効果が及ぶようにということで制度設計はしていきたいというふうに考えております。

○はやお副委員長 よく分からないんですよ。そのところについては分けるといっても、実際、一緒になっていたら、本当は町会だってアウトなんですよ、本来であれば。そういうところを分けていなくちゃいけないんですよ。独自に、みんなは、それを、これは文化財だ、これは宗教だということを切り離せないんですよ。だから、どういうふうにするんですかと。で、その制度設計を、今、この前の中間報告のをネットで見ましたよ。でも、とてもとてもそれになるほどなというような話になっていないと思います。だから、そのところは、最終的に予算編成権は執行側にあるということなんで、僕らのほうはもう指摘の程度で止まっちゃうんですよ。これ以上はできないから。予算編成権がないから。ただ、あと唯一あるのは、今、その制度設計をするということに1年かけるのは、それはいいですよ。やっぱりコンプライアンスで法的な整合性を取らなくちゃいけないから。といいながらも、町会のほうも確かに困っているんで、先ほどのざわ委員が話したように、やっぱり物価高騰の対応というのは、ある程度、団体補助に対しても、これは検討するべきだと思っているんですよ。何でも上がっていますから、本当に。

ですから、そういうところからまず町会を支援し、そして、そのところの祭礼でやるといったところも、後々問題にならないように、これは税金ですからね。そのところの整理——また結局何かといったら、いや、気がついてみたら、もう条例部長はいらっしゃらないなんていったら、誰が責任を取るんですかという話になっちゃうわけですよ。その辺のところについては、十二分にもう検討した上で予算を計上していただきたいと思いたすけれども、そのところ、答弁いただきたい。

○印出井地域振興部長 気がついたらいけないかもしれないですけども、今のご質問にお答えさせていただきますけれども、今回の今ご説明申し上げました資料のところにもございます、今後の課題の項番5の（3）のところですけども、町会に対する補助金等については、社会経済状況や地域の人口状況ということもございまして、その辺から継続的に検証していく必要があるだろう。ただ、社会経済情勢については、町会補助金のみというわけにもいかないでしょうから、他の補助金との均衡も含めて検討、検証していく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

項番5の（5）にもございますように、はやお委員からご指摘がございました町会運営に対する補助金とその他のコミュニティ助成ですとか、今回、祭礼に対して拡充とした場合については、やっぱりその辺の関係性、まさに二重補助になっているかどうかということも含めて、しっかり検証をしていくと。その辺りについては、補助金拡充の実務的な制度設計や、今回検討するとこの資料でも申し上げている町会補助金の手引きとかといったものを、調整のために時間を要するというふうには認識をしているところでござい

すけれども、先ほどコミュニティ政策担当課長のほうから申しあげましたとおり、祭礼に対して法的にもクリアでき、他の自治体でも実績がある取組については、今後、予算の中でこういった形で盛り込んでいくについては検証、検討しているところでございますけれども、ご指摘のことについては宿題として受け止めて、引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

ほかに、この件について質疑ございますか。大丈夫ですか。

ちょっと私も1点だけ。せっかくこの基準が出まして、町会に対する補助金を見直す今回の今後の課題が出ていますけれども、ちょっと気になるのは、各町会さんがいろいろな目的で積立金をしていらっしゃると思うところが多いと思います。それが金額も団体によってまちまちなんですけれども、結構な、多いところだと億に近いところも、何千万も皆さんずっと長年積み立ててきて、この団体補助をもらいながら、団体補助の一部をもう毎年積み立てていくというのは、これは本来の趣旨とどんどんどんどん離れていってしまう。それがさらにおみこしの積立金になったりすると、それは、もう今までの趣旨と全くこれは違反になっちゃうんじゃないのということになりかねないので、今ある現状の、先ほどのアンケートでは町会の保有している財産については全く言及していなかったみたいなんですけれども、そういった運営状況、特にお金に関する状況、財政状況というのはしっかり今後把握しながら、この基準にちゃんと合致しているかどうかというのを、これから、事業補助ならともかく、団体補助のところで見直しをちょっと手を入れなきゃいけないところが出てくると思うんですよね。そこを、ちょっとやりにくいと思うんですけれども、課題と一緒に足していただけないかと思うんですけれども、どうですかね。

○印出井地域振興部長 すみません、流れの中で。

この資料にもございますけれども、先ほど課長がご説明しましたように、町会が担っている役割というのは公益性が強いもの、パブリックなもの、それから地域コミュニティの中でのクラブ性が強いもの、だから、それに対して行政代位的、奨励的という様々な活動がいわゆる渾然一体としている中で、事業補助という考えには立ちながらも、個々の積み上げというよりも団体補助的な形で運用されてきたという経緯はあるのかなというふうに思っています。その辺りについては、今回、基本は事業補助なんだよと。ただ、その事業にも様々な性格があるので、それらをどういったものを対象に補助しているのかということとは明確にしつつ、委員長ご指摘があったように、事業に充てている補助にもかかわらず、余ったそれを積み立てているというようなことがないように、しっかり町会側としても説明していただけるような、で、説明が難しくならないような工夫を我々のほうとしてはしていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

よろしいですかね。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、どこだ、地域振興部（3）町会等自治団体等に対する補助金について及び政策経営部（2）補助金制度の運用についての質疑を終了します。

あと1個だけやりましょう。続けて、（4）物価高騰対策区民の暮らし支援事業（第二弾）について、理事者からの説明を求めます。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、物価高騰対策区民の暮らし支援事業（第二弾）につきまして、地域振興部資料4に基づき、説明いたします。

本事業は、昨年12月26日令和7年第2回千代田区議会定例会において、本区の物価高騰対策としてご議決を賜った案件でございます。本日は、事業の詳細と今後の流れについて説明をいたします。

それでは、資料をご覧ください。項番1、目的でございます。物価高騰の影響が依然として継続していることから、昨年実施したプリペイド型ギフトカードの配付を再実施することで、区民の皆様の家計負担を支援いたします。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するとともに、区の財源も活用いたします。

次に、項番2、対象者です。令和8年1月1日現在において、区の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。所得制限や年齢制限はございません。また、住民基本台帳への記録はないものの、DV等の被害を受けて区へ避難されている方も対象となります。

次に、項番3、交付額および交付方法などについて申し上げます。交付額は、区民1人当たり1万円です。信販会社が発行するプリペイド型ギフトカードを令和8年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている住所宛てにゆうパックにて配付する予定です。時期としましては、4月上旬から配付を開始し、段階的に配達をする予定でございます。給付のご辞退や一時的な住所変更等に伴う送付先の変更手続については、原則として区のポータルサイトで承ります。または、今後開設するコールセンターにて対応させていただきます。

なお、ギフトカードのデザインですが、第一弾と同様、本区オリジナルのデザインで作成をする予定です。ただし、第一弾でお配りしたカードをまだお持ちの方もいらっしゃるかと思います。そうなったときに、混同を避けるために、第一弾のデザインをベースとしつつ、色合いを変える方向で検討しております。

次に、項番4、周知方法です。広報千代田2月20日号で、まず、この事業周知を行います。また、カードが区民の皆様におおむね到着すると想定される広報千代田4月20日号にて再周知を行う予定でございます。併せまして、区ホームページやSNS、広報板で発信するとともに、町会、商店街連合会等へ事業説明をいたします。また、第一弾と同様、利用が多いと見込まれるスーパー、コンビニ、ドラッグストアチェーンなどにも改めて説明し、各店舗への周知をお願いする予定です。

次に、項番5、特殊詐欺防止への対策ですが、第一弾と同様、しっかりと対応してまいります。

次に、項番6、アンケートにつきましてです。これも第一弾と同様、本事業やその他区政に対するご意見を頂くため、任意回答のアンケートを実施する予定でございます。

次に、項番7、経費の概算です。総事業費は7億7,151万8,000円でございます。給付に該当する部分が7億円、事務費に該当する部分は7,151万8,000円でございます。

なお、全体経費のうち4億1,133万8,000円は国からの交付金を充当するものとなります。

次に、項番8、今後のスケジュールです。広報千代田2月20日号で事業周知を行い、その同日にコールセンターを開設いたします。カード発送開始は、4月上旬の予定でございます。

います。その後、広報千代田4月20日号にて再周知を行います。4月中に受け取りができなかった方向けには、第一弾でも取りましたが、おおむね1か月後、5月中旬に一斉再配送をいたします。その後、8月19日にコールセンターは終了する予定でございます。ただ、コールセンター終了後も、未受領の受け取られていない方などへの対応は継続し、事業全体の終了は令和9年3月31日でございます。

最後に、項番9、その他としまして、第一弾でこれを実際使われて、様々なご意見が寄せられておりますので、そこに対応する形での広報周知も強化していきたいというふうに考えております。第一弾では、特に使用可能店舗というのはどこなんだろうという話であったり、残高確認はどうやったらできるのかといったお問い合わせが多くございました。また、ご意見として、残高の使い切りが難しいというものを承っておるところでございます。これを受けて、使用可能店舗や残高確認に関しましては、送付状の中でより明確に説明をしたいと考えております。また、残高の使い切りが難しいとのご意見につきましては、区で引き続き現金との併用ができる店舗を調査し、公表してまいります。また、残高が少なくなった場合の使い切りについては、例えば郵便局で切手を購入することで、最後まできれいに使い切れるということも分かってまいりましたので、例えばということで、こういった点も周知できればと考えております。

報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。報告いただきました。質疑を受けます。

○田中委員 前回に引き続いて、ギフトカードでの配付ということで、大変事務費も抑えられていいことだと思っておりますが、前回、5,000円のとときに、事務費が最終的に7,500万円程度になっていたと思うんですけど、今回、1万円になったにもかかわらず、事務費が7,100万円程度というふうに抑えられているんですけども、これはどのようなプロセスでこうなったんでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 事務費につきましては、第一弾のとき、5,000円でやりました。今回、1万円ということですが、基本的に発送にかかる準備ですとかコールセンターの受入れ体制、こういったところも含めて、実は金額が変わったことで事務費全体が大きく変わるというものではございませんで、これが、例えば、1万円、2万円であったとしても、事務費総額というのにはほぼ変わらないということで確認ができておりますので、同規模ということになっております。もう一方、第一弾に比べて、少し抑えた価格になっているというところがございますが、今回、国の対策ということで、緊急で我々も継続しておりますので、第一弾で実施した事業者と同じ事業者でオペレーションを担当していただくということになっております。そうすると、様々、第一弾のときに必要であった準備体制というものがそのまま活用できるということ、あとは、コールセンターにつきましても、稼働状況を見ながら、少し人件費を抑える方向での調整も可能になっているということで、同じ事業者を継続しているという状況の下で、事業者の自助努力もありまして、経費が少し抑えられているという状況でございます。

○田中委員 分かりました。そうすると、配付の、給付の金額が多いほど、事務費、この方法で行う場合は、事務費の割合が抑えられるということになるということで理解しました。

そのときに、今、経費の概算というのをを出していただいているんですけども、1万円

当たりの、1万円に対して、何割が国からの交付金で、何割が区からのもので、何割が事務費ということの表示もしていただきたいなと思うんですけども、それは計算されていますでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 経費のうち、国の割合が幾つで、区の割合が幾つというところは、大変恐縮ですが、こちらのほうには記載はしていないという状況でございますが、今回、全体経費が約7億7,000万円というふうに表示をさせていただいて、そのうち、国の交付金というのは4億1,000万円ということでございます。ですので、割合としては、ちょっとここはすみません、計算をはじかないと正確に出てこないんですけども、本事業につきましては半分以上、5割から6割、55%ぐらいのところ国からの経費が投じられていて、残りの部分については区の財源を充てているというものでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 ほかに、この件について質疑ございますか。

○のざわ委員 物価高騰対策区民の暮らし支援事業（第一弾）のときに、私も一般質問で、年2回もしくは1回で増額という質問をさせていただいたんですけども、今回増額ということで、今後、国のこの創生臨時交付金がないときで、これから、多分、私のマクロ経済に鑑みますと、不景気のインフレーションが少しずつ進んでいくんじゃないかなと思っていますと、区だけの財源でこういう支援事業をする予定はあるんでしょうか。それか、国の交付金等を活用しての支援事業という形になるんでしょうか。いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 今回の物価高騰対策（第二弾）につきましては、ご案内のとおり、まずは国の強い経済を実現するための総合経済対策ということで、全ての自治体が食料品等の支援を行うと。この流れを踏まえまして、本区としての経済対策としてやっているものという位置づけでございます。国の強力な財源を活用しながらやるというものでございます。

今後のところになりますと、なかなかこれを明言することができない状況で、大変申し訳ありませんが、やはり社会経済状況を見て、インフレの状況を見て、まずは国がどのような考え方を取るのかということが主軸となるのかなというふうに思います。区独自で国の財源を入れずにやるかどうかということについては、申し訳ありませんが、現時点では見通せないというものでございます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 先に、まだ、もう一個。

財政課長。

○前田財政課長 ただいま担当課長のほうからご説明させていただきましたとおり、重点支援地方交付金、こうしたものが来ると、まずは財政のほうで幾ら来るのかといったことも含めて、一義的に受け止めをさせていただきまして、区としてどういう施策を打っていくかというのを検討してまいるといった形となります。この重点支援地方交付金がない中で、どう対策を取っていくか、あるいは独自のもの、独自の予算のみで執行していくかということにつきましては、それぞれ各部門ごとにどういった形で物価対策を打っていくかといったところは、また次の予算になるかもしれませんが、検討していくものというふうに認識をさせていただきます。現段階で、仮にこういった形での支出が必要じゃないかと

かといったところは、具体的な明確というのはこの場では申し上げることはできませんが、やはりそれぞれ物価高騰対策の影響を受けて、様々な影響を受ける中では、何か対応していかなければならないといったものもあるかなというふうに認識をさせていただきますので、そうしたものは個々個別のご案内といったことになろうかなというふうに認識をさせていただきます。

のざわ委員。

○のざわ委員 多面的な暮らしの支援事業のご検討をお願いしながら、もう一つだけ。

今回、急激な交付金が出ましたので、対応として、このやり方がすばらしい。職員の方の人数、経費を見ると、これなんだろうかと私的には思っているんですが、今後、こういう給付の場合に、マイナンバーカードにひもづくというか、直接、皆様の口座にうまく人数をかけないで自動的に——自動的にというか、簡略な指示で入っていくような振込みの仕組みというのを両にらみというか、いろんな方向を見ながらご検討いただく可能性はいかがかなと思うんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○前田財政課長 ただいま現金給付についてのご指摘を賜ったところでございます。そのやり方につきましては、マイナンバーカードを活用してとっているもののほか、他区の事例では、それぞれの自治体ごとに電子マネーを活用したといったものも認識をしているところでございます。現在、こういった取組ということで、今回はこういったギフトカードを配付させていただくものでございますけれども、他区の他事例を様々収集いたしまして、いざといったときに迅速にそういった措置ができるような体制を整えていくことが必要かなというふうに認識をしているところでございます。

現在、現金給付という仕組みのご指摘を頂いたところでございますけれども、そのほかの仕組みにつきましても、様々情報収集をさせていただきまして、区としてどういった施策が区民の皆様にとって一番効果的であるか、届きやすいかといったところ、また、対象につきましても、今回は全区民という形でございましたけれども、時には、やはり低所得者向けであったり、高齢者向けであったりと、そういった形で考えていかなければならない部分ももちろんございますので、そうしたところに迅速に対応できるように、準備を日頃から備えていきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。田中委員。

○田中委員 すみません。ほかにも何点かお伺いしたいんですけれども、郵送にて配付するという方法のメリットの一つとしては、そこに住民票がある方が実際に住まわれているかどうかという確認にもなるということもあったと思うんですけれども、前回、その方法で職権消除となった方というのはいらっしゃったのか、いた場合はどのくらいだったのか、教えていただけますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。前回事業、第一弾の件でございますが、まだ今年の3月31日まで事業が継続しているところということもありますので、様々な数字については、すみません、ちょっと集計中というところがございます。

すみません。職権消除者につきましては、ちょっと正確な数字を今手持ちになくて、申し訳ございませんが、例えば、確かに居住実態があるかどうかで、なかなか確認が可能な

いという方も、この事業ではある程度の人数が見込まれるなというところがございます。

○岩佐委員長 地域振興部長。

○印出井地域振興部長 補足ですけれども、今日、総合窓口課長が欠席でございますので。

ご指摘のように、職権消除に当たっては、今回のような形で、区の配達証明、書留等が不達の状況等の事情も配慮しながら、最終的には個別な調査をするということになりますので、これが届かなかつたから自動的にということではありません。ただ、参考資料として、我々担当事業部門のほうから住民記録担当のほうと共有して実施をしますので、今後、そういう効果について、どんなものがあつたのかということにつきましては、少し調査をさせていただきたいというふうに思います。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

もう一つなんですけれども、一時的な住所変更等に伴う送付先変更手続というのは、その少し上にありますDVの被害を受けている方とか、ほかに、それがそれに当たるのか分からないんですけれども、どういうケースを想定されていて、実際にどういうケースがあつたのか。で、何件ぐらいあるものなんでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ここでいう一時的な住所変更、ポータルサイトで対応を行う事案につきましては、住民票自体は千代田区に置いていらっしゃる方で、ちょうど配付をする期間、大体、配付開始から到達まで2週間から3週間ぐらいを見込むものなんですけれども、その範囲内で別な住所に長期的に出張されているですとか、一時的に仕事の都合で別なところにいる、あるいは、例えば、女性の方で里帰り出産をされている方とか、そういったことで、配付する期間中にいないことがもう確実に見込まれるという場合には、ポータルサイト等で登録をしていただくと、スムーズにその住所にカードが到達するというものでございます。これも、一定数の方が使われておりまして、この数字も、申し訳ございません、ちょっと正確なところは今持ち合わせておりませんが、利用されているというものでございます。

一方で、DV等の避難に関しましては、住民票が、例えば、ないけれども、実際こういった事情で区にいらっしゃるという方のもので、先ほどのケースとはまた別な概念でございます。こういった方は、行政が把握しているケースもあれば、この事業を通じて、実は私はこういう事情でというふうに申出があるケースもございますので、ご事情を各窓口において伺った中で、そういった事情が認定されるということで書面が出てくれば、それに基づいて給付の対象とするという動きを取っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

○はやお副委員長 新年会とか、町会のいろいろ様々に呼ばれていくと、やはり景気対策のことをいうと、またVISAカードですかと、ご高齢の方に言われてしまったんですよ。多分そうなるだろうということで。ただ、ちょっと私のほうでそのときのお答えは、現金の残高併用ができるところを増やしましたよと、ちょっと仄聞する流れでの話をしたんですが、もし、例えば、何社からどのぐらいの店舗数を増やしたのか、いや、増えていないんなら増えていないなりということ、それとあと、5,000円の件ですよ。ごめんなさい。5,000円のときから比べてということですよ。それとあと、ポータルサイト

でもやることができるんでしょうけれども、例えば、このカードは要らないよとお断りされた方というのが5,000円のとき何件あるのか。それとあと、結局は、残高になると、これはカード会社のほうの利益になるわけですよ。そうすると、どのぐらいの金額が、何というんですか。残高として残り、その会社のほうにプールされたのか。この辺のところは把握して——まだ終わっていないから、分からないんでしょうけど、分からないなら分からないということ、そこを把握していかないと、このカードを使っていくという、もしあったときの妥当性というのがかなり薄くなってくるから、先ほどの現金給付であろうと、やっぱりそういうような新しい——新しいというか、今までの伝統的な給付の仕方もあるだろうと思うので、ちょっとその辺のところをどういうふうに検証していくというふうに考えているのか。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず、事前に辞退をされた方というところで申し上げますと、ポータルサイトで辞退されたというものが、件数としては1件、1名いらっしゃるという状況でございました。

また、この手法で残高が消失した場合の取扱いというのは、これはもちろん認識をしております。この事業は、今年度の事業、5,000円のほうは5,000円のほうで今年度進めておりますけれども、実は、カードの有効期限が2年間ございます。来年の12月末、令和、今、8年ですので、令和9年12月31日まで使えるカードということでございますので、まだその時間的な猶予はあります。また、今回、資料には記載しておりませんが、第二弾のこのカードについても有効期限は同じでございます。令和9年12月31日ということでございます。この期間が過ぎて初めてどのぐらいの残高が失効になってしまったのかというのが正確な数として出てまいります。ただ、これは毎月定点報告を受けて、どのぐらい利用実績がたまってきているのかというのは、我々も把握、補足ができるような体制になっております。そこで消化率が例えばあまり芳しくないという場合には、このまま失効してしまうと、確かに効果のほどという意味で一つクエスチョンがついてしまうことにもなりかねないので、しっかりと注意喚起ですとか、もう1年たって、少し記憶から薄れているなんていう方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、しっかりと消化をしていただくためのプロモーションというものもかけていく必要があろうかというふうに考えております。

○はやお副委員長 じゃあ、そこは検証してください。

それで、あと、やはりそのところがみんなかなり区民の方は不満なところがありますので、そして、また、あと、もう一つ、この1万円も、令和9年12月31日ということなんですが、なぜ5,000円のときのほうが早く渡しているのにもかかわらず、同じ日になったのか。これによって安くなったということになるんなら、まだ分からないこともないんだけど、この辺はあえてその期間が、終了期間が同じというのは何なのか、お答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 このカードの有効期限が一弾、二弾で同じというところなんですけれども、今回、VISAギフトカードという既存の製品を使って給付事業を展開していくので、カード発行元が、一つ商品として、もう、今、コンビニエンスストアも含めて、ちまたで出回っているカードというものでございます。そのカードの商品性でいうと、令和9年12月31日という有効期限設定をしているものが基本的に在庫として

はあると。これがしばらくたつと、また有効期限が切り替わったものが順次製造されて流通していくというものになりますので、これはあくまでカードの商品性の部分で、この区切りという在庫がたくさんある状態、それを今我々としては発注しているというものでございます。

○はやお副委員長 そうなってくると、在庫ということで、たしか一番最初は1億4,000ぐらいの数字だった事務費が、それが7500万ぐらい、先ほどの田中さんの話からすると、田中委員、で、結局は、じゃあ、400万ぐらいがこれをそろえることによって安くなったというふうに言っているわけなのかな。つまり、何かといたら、同じものを使うから安くなったんですよということになっちゃうんだよ、そうなってくると。そういうことなのかということだけ、もう一度、お答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。カードを、今回同じ在庫の塊としてのカードを使っているというものではございますが、ちょっとそこが事務費に直接影響したかどうかというところは、すみません、そこは検証がなかなか難しい、しにくいところでございます。今回、第一弾のオペレーションを踏まえた業務の効率化ですとか、コールセンターの人員費、人員体制の見直しによる業務の縮減、あとは、情報を取り扱うために、事業者のほうで相当にセキュリティを頑丈に固める必要がありますので、そういったセキュリティ基盤というものを高い水準で求めるということで、第一弾のときには、事業者もそれなりの費用を費やして、この基盤をつくっているというものがございます。で、第二弾については、その基盤をそのまま使い続ける、使い回すことができるということで、そこに関する経費も落ちているというところなので、カードの在庫、ロットというよりも、どちらかという、基盤整備や人員費の圧縮というのが大きいというふうに考えております。

○はやお副委員長 最後。

その基盤でやるからこそ400万ぐらいになったというのが本当の大きい相関性の高いファクターなんだよということですね、今の答弁だと。だったらば、何でこのところをもっと今までどおり5,000円よりも終了期間を延期しなかったのかということなんですよ、そんな変わらないというんだったら。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。今、製造しているカードの発行元との調整状況であるんですけども、来年、令和9年12月31日を有効期限とする商品が今製造しているものとしては全てであると。それより先のものについては、今まだ製造、流通はしていないということなので、それより先の有効期限のものを調達しようとする、我々の発注も今はできないと。その商品が作られる、開発されるという、そこに合わせての発注を取らざるを得ないという事情がありますので、今発注できるものの有効期限がそこまでだという、そういった状況でございます。

○はやお副委員長 最後。すみません。

私は、零細企業の息子だから言うわけではないんだけど、相手の都合で仕事する必要はないと思っているわけですよ。だからこそ、もっと値段を下げるとかという話があってしかるべきなんじゃないのかなということなんです。そういうところの交渉については、相手の言い値でということではないだろうと。今後は、その辺のところも十分加味しながら、頂いた税金を有効かつ適正に使っていただくということに努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいま副委員長から頂いたご意見も含めまして、今後、給付事業を打っていく際の事業者との交渉というところでも、こういった可能性が追求できるか、総合的に区民のメリットになるような視点でもって事業者との交渉には当たりたいと考えております。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 それでは、（発言する者あり）あ、失礼しました。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。私からちょっとご説明の一部訂正をさせていただきます。

すみません。説明の冒頭のところで、私、昨年12月26日、令和7年第2回千代田区議会定例会においてご議決を賜ったというふうに申し上げましたが、正しくは臨時会でご議決を賜った案件でございます。申し訳ありません。訂正いただければと思います。

○岩佐委員長 ありがとうございます、ご丁寧に。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、これは、（4）物価高騰対策区民の暮らし支援事業（第二弾）についての質疑を終了します。

休憩します。

午後0時25分休憩

午後1時52分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項の地域振興部の（5）秋葉原地区において実証実験を行うスタートアップ企業の支援についてから始めます。

理事者の説明を求めます。

○皆川安全生活課長 地域振興部資料5、秋葉原地区において実証実験を行うスタートアップ企業の支援についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

1の概要をご覧ください。東京都スタートアッププロジェクト戦略推進本部は、都内のスタートアップ企業の育成支援を行う目的で「キングサーモンプロジェクト」というものを立ち上げております。「キングサーモンプロジェクト」については、資料の下の四角くなっている部分で書いてある部分なんですけども、このプロジェクトの概要としては、スタートアップ企業に現在の都政課題のマッチングを行い、その中でスタートアップ企業の支援、イノベーションによる東京都の成長、社会課題の解決を目指すプロジェクトとなっております。

今回は、秋葉原地区のオーバーツーリズムにスポットを当てたプロジェクトとなっております。具体的には、歩行者、自転車、車両が同一空間に混在する秋葉原ラジオ会館前の道路において、防犯カメラの映像を用いたAIによる人流解析分析を行い、リスクを可視化してリスクを踏まえた雑踏警備計画を立案し、計画の有効性について効果を検証するものになります。区といたしましては、秋葉原地域の安全・安心の確保に資する取組として有効になるものと思っておりますので支援させていただきたいと思っております。

区として具体的な支援は何を行うかというところなんですけども、環境まちづくり部に

よる道路占有許可、また警察への道路使用許可の申請となっております。

2の実証期間についてですけれども、1月26日、来週の月曜日から2月28日までとしております。ただ、ちょっと現在、申請が遅れておまして、スタートは1月28日ぐらいになるのではないかと考えております。

3の実施場所については、JR秋葉原駅電気街南口周辺ということで、ラジオ会館前の道路上を想定しております。

4の実証実験を行うスタートアップ企業は、千代田区内に所在するSingular Perturbationsという、この会社は犯罪事故の発生を予測する独自AIアルゴリズムを中核に据えたクライムナビを展開している会社となっております。

5、実証方法として、先ほどご説明させていただきましたけれども、実証場所に設置されている街路灯に防犯カメラ9台を設置させていただいて、取得された映像データをリスク予測AIプラットフォームで解析して、その結果を基に警備員の配置や歩行者の動線分離を計画し、その有効性を確認するものとなっております。

6の実証結果についてですけれども、令和8年3月に都のキングサーモンプロジェクトのホームページで公表する予定となっております。区民への周知もしなきゃいけないということで、区のホームページにおいて周知させていただきたいと考えております。また、防犯カメラデータということで、個人情報の取扱いについては、このSingular Perturbationsと協定書を結ばさせていただいて責任の所在を明確にするとともに、この防犯カメラシステムの運用に関して説明を受け、セキュリティに関しては確認させていただいております。当然、データの漏えいの可能性というのは、そこは考えなきゃいけないところなんですけれども、現在、取得したデータについては暗号化されて、Singularのほうで複合化しないと画像を確認することができないということになっておりますので、万が一不正アクセスされてデータが漏えいしたとしても、取得した人は画像確認できないという形で、そういうシステム構築をさせていただいております。で、この画像データの保管の関係なんですけれども、当然AIで解析させていただいたら直ちに廃棄するという形で協定書を結ばさせていただいております。また、データを触れることができるセキュリティ面なんですけれども、データを触れることができるのはSingular社の中でも限られた人間で、誰でもが確認できるという形ではなっておりません。

今回のプロジェクトは人流データの解析を目的としたもので、来街者の動きのデータの取得になっておりますので、個人情報がありますので、その扱いには万全を期しております。

最後になりますが、今後、AIがさらに普及していった場合に、AIを利用した防犯カメラシステムの導入というのは検討していく形になってくると思います。今回のプロジェクトで、その先鞭として課題の洗い出しや有効性の検証をさせていただきたいと考えているところになります。このプロジェクトの結果を公開することにより、町会、商店街さんへのフィードバックをさせていただく予定でございます。

説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。説明を頂きました。これから質疑を受けます。何かございますか。

○米田委員 今、課長のほうから説明がございました。情報漏えいに関しても個人情報に関しても万全の状況でやっているということなんで大丈夫かなと考えております。ただ、

いろいろなことがあると思いますんで、第三者機関へのチェックとか、そういったのも検討していただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○皆川安全生活課長 情報漏えいが発生した場合には第三者委員会等でチェックさせていただきたいと思います。ただ、そういう事故が起きないように、未然のセキュリティシステムの最善な策を取らせていただきたいと思っております。

以上です。

○米田委員 まずはもう情報漏えいしないということが大事なんですけど、100%ということはないんで、もしあった場合はそういう第三者機関にしっかりチェックしていただいて今後の対策をしていただきたいなと思います。

今もあったんですけど、今後この実証結果によって横展開していく可能性もあるとございます。まだこれからだと思うんですけど、さっき町会とかありましたけど、ラジオ会館前以外でも人流の多いところ多々ございます。いろんな危険なところもございます。具体的にどこかあるというのがございましたら言っていただきたいなと思うんですけど。

○皆川安全生活課長 今現状としては、やはり人が、インバウンドのオーバーツーリズムで問題になっているのは秋葉原地区が多くなっておりますので、まず秋葉原の課題を解決した後にほかの地区に展開させていただきたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○米田委員 まあまあ、いいや。

○岩佐委員長 いいんですか。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 情報漏えいのこともそうなんですけれども、使われている防犯カメラ自体が日本製のものという確認は取れていますでしょうか。

○皆川安全生活課長 システムの防犯カメラは中国製になっております。

○田中委員 一応最近ですけど、国会で使われている自動掃除ロボットが中国製ということで、ちょっと安全性を懸念する声が上がっているんですけども、そこら辺はどのように解決していただいていますでしょうか。

○皆川安全生活課長 中国製ということで、システムの仕様に関してはバックドア等あるかどうかという確認作業については、システム会社のほうでもう既にチェック済みで問題ないと確認が取れております。

○田中委員 分かりました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにこの実証実験についての、のざわ委員。

○のざわ委員 このスタートアップ企業の支援について、今、千代田区の、何というんですか、投資というか応援というのは、道路占用許可と道路使用許可の申請というお話がありました。費用的にはまずかからないという、そういう費用がかかっているのか、そこら辺をまず。それと果実に関して、この秋葉原地区の安全と安心の確保という果実という、区民とか事業者に対する果実というのはそういうことでよろしいんでしょうか。

○皆川安全生活課長 費用としては区としては一切かからない形になっております。あくまでも申請等で支援させていただくという形になっております。

2点目の果実についてなんですけども、今回の本当に実証実験という形でさせていただく形になっておりますので、これが本当に果実として得られるかどうかということを含めて実証実験という形になっておりますので、得られた成果についてはフィードバックさせていただきたいと思っております。

○のざわ委員 どうぞよろしくお願いいたします。そして、ちょうどキングサーモンプロジェクトの中で、「起業⇒拡大⇒イクジット」このイクジット中で、千代田区は何か、（株式公開等による利益回収）と書いてありますが、ここには今後こういう支援をする企業に対しては検討されているという意味でしょうか、それともどんなことをお考えか、もしよろしかったら教えてください。

○印出井地域振興部長 今日スタートアップ支援の担当課長が、今、在席しておりませんので、私のほうからご答弁さしあげますけれども、今回、東京都のスタートアップ支援と、しかもいわゆるソーシャルインパクト、社会課題の解決ということで千代田区にもお声がけがあって連携支援できるというところで支援させていただくというのは課長のご説明したとおりで、その後については、現在、千代田区におけるスタートアップコミュニティの創出の中でも、今、委員からご指摘がありましたプロセスについては、こういった形で取り組むかということについては、現時点で例えば投資をすとかというような形では決まっておりますけれども、将来的にどうやってVCとかとつなぐのかということについては、当然ながらスタートアップ支援の中でも検討していく必要があるだろうなというふうに思います。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。ご検討を頂きながら、この企業支援、今回この会社、非常に取組としてはすばらしくて、秋葉原地区の安全・安心のプラスになると思いますので、ぜひ情報のところを厳格にご運用頂きながら、いい成果を出していただけたらと思います。

以上です。

○岩佐委員長 ほかに。

○はやお副委員長 東京都の主催の事業ですけれども、スタートアップのこのキングサーモンプロジェクト、これは幾つぐらいのプロジェクトがあって、その中で今回秋葉原があるのか。その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○皆川安全生活課長 年度ごとにやっておる事業になっておりまして、令和7年度に限っては、私ちょっとすみません、記憶のところでは4事業を進められているという認識であります。その中の一つがこちらになっております。

○はやお副委員長 先ほど一番このところを非常に慎重にならなくちゃいけないのが、ご答弁いただいておりますが、防犯カメラと言いつつ9台というものを入れると。そしてこの中で何かといったら、往々にして監視カメラという扱いにならないようにということがまず一つ。それはこの膨大なデータが、スタートアップといいながらも、この企業のほうに渡すことになるわけですよ。この辺のところについての危険性とか、新たに使っていくということなんだろうけど、この辺はどういうふうに企業との何か契約になっているのか、それが分からないんなら分からないで結構ですけど。

○皆川安全生活課長 まず、企業様、このSingular様と協定書を結ばさせていただいて情報漏えいの関係の責任については全てSingular様が負うという形になっ

ております。当然、先ほどもご答弁させていただきましたが、個人情報については非常に重要な課題になっておりまして、セキュリティの詳しい内容については、ここではなかなか公の場ですと言えないんですけども、暗号化を徹底しているというところで、システムについては確認させていただいているんですけども、情報漏えいの可能性というのは低いようなシステムにうちからも要望を入れさせていただいて、そういうシステム構築をしていただいているところになります。

以上になります。

○はやお副委員長 最後。じゃあ、人流を解析しながら、最終的にはどういうものを成果物として考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○皆川安全生活課長 人流データによって人の動きが当然分かるところがありますので、それによって道の渋滞情報ですとか、車両がラジオ会館前を走っておりますので、そこに警備をつけることによって事故の防止ができるんじゃないかとか、そういう視点のところで、今回、実証実験をさせていただく予定になっております。

○はやお副委員長 まあ、いいや。

○岩佐委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（５）秋葉原地区において実証実験を行うスタートアップ企業の支援について質疑を終了します。

次に、（６）日比谷図書文化館整備の検討について、理事者からの説明を求めます。

○武笠文化振興課長 では、日比谷図書文化館整備の検討は、本年度予算を頂き、検討を行っているものでございます。現在の状況について、地域振興部資料６に基づきご報告いたします。

日比谷図書文化館は、日比谷公園内にある区立施設です。建物概要は項番１、（１）に記載のとおりでございます。建物は区の所有ですが、敷地は東京都の所有となっております。

（２）には経緯を記載しております。平成２１年７月に都から区へ移管され、改修工事を経て平成２３年１１月に開館しております。

２ページ目に参りまして、項番２、現状の課題等では、今回の検討で確認された課題等を記載しております。課題は様々あるところですが、建物は築６８年となるため様々な不具合が生じてきております。

また、（４）の入り口がバリアフリーでない点は、図書館職員が呼出しにより対応を行っているところですが、利用者から改善を求める声が寄せられています。

項番３、今後の方向性ですが、建物としての課題等を解決するためには引き続き検討が必要であり、建物として必要とされる機能や改修または改築の妥当性などについて継続して検討を行っていきたいと思います。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。質疑を受けます。よろしいですかね。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 何だか、何でもかんでも僕が立っているみたいだね。

当然のごとくこのところについては教育との話が出てくるんでしょうけれども、当初この図書館につきましてはセットというか、抱き合わせで中等と、そしてまた図書館を東

京都のほうから移管されるような形になっていました。それはそれでいいと思います。でも、今後のことに、そういうところから移管されたという状況の中で、現存日比谷公園の中にあるということなんですよ。何かといたら、文化的価値がどういうふうに、あの建物、また言うわけじゃないけど、あるのか。そしてまたそれがその敷地内であるということからすると、東京都との調整がすごく多くあると思うんですけど、この辺についての洗い出しは済んでいるのかどうかお答えいただきたい。

○武笠文化振興課長 東京都の公園の整備の担当、また許可を出している担当、あと公園協会などとは、公園の整備が今進んでいるところとの情報交換も含めましていろいろ確認ですとか情報交換は行っているところでございます。今後、検討が具体化してきましたら、より具体的な確認や調整を行っていくことになるかと考えております。

○はやお副委員長 そういう状況の中で、結局は敷地内に半分あるよということで、半分採算があんまり取りづらい建物なんですよ。千代田区からすると非常に費用だけが発生していく。また、中等のほうにつきましても、ご存じのとおり、今幾らかかっているか分からないですけども、後期課程、つまり義務教育じゃないところについては教員の費用が、僕が覚えているのは5億ぐらいかかっていたと。それであと年間で、ここは教育の関係を言うつもりはないけど、それが2億で7億かかっているわけですよ、中等の。それに加えて今度はこの箱物の金額が出てきたときに、これ全体的に、今後、この財政的、また企画的な観点からしてどういうふうに保持していくというふうに考えているのか。というのは、建物を持てば、箱物を持てばお金がかかるわけですよ。どういうふうに考えているのか。また、都のほうとも話はしますというけれどもね、かなりこの辺のところについては政策的、戦略的な中での移管ということもあるので、これをどういうふうに交渉していくのか。また、首長のほうは当然のごとく都知事との関係は濃いんだというのは聞いておりますから、この辺はどのように話されてどのように進んでいるのかお答えいただきたい。

○武笠文化振興課長 まだ検討も始まったばかりということもございまして、都との確認・調整はこれからとなっている部分が多くございます。今後、検討を進めていく上で、金銭的な面ですとか様々な面において都と確認しながら調整を進めていきたいというふうに考えております。

○はやお副委員長 いいですよ。お金が幾らぐらいかかっていくかもあるでしょう。でも、こここのところについては、またちょっと怒られるかもしれないけど、特交というか、特別交付金とは言いつもりはないですよ。だけどもやっぱり少しずつ、何というんですかね、対応についてね、当然のごとく我々からしたって貴重な財源を含めてその辺を検討していただかないと、特交はできないよ、それは、こんなところで言うつもりもないんだけど、でも、ただそれなりに都のほうに対して要望を出すのかどうなのかということについては、今検討、僕は先ほどね、所管の答えじゃなくて全体的な政経部のほうの答えを頂かないと、それは全体調整だから、そこのところについてお答えいただきたいと思います。

○前田財政課長 ただいま財政面的なところのご指摘も頂いたかなというふうに認識してございます。特別交付金の具体的な中身については、この場でのご回答というのは差し控えさせていただければと思いますけれども、今回、この後改築なのか改修なのかとか、そういういった妥当性も含めて様々検討中という段階ですので、明確なこの段階で何かという

ころのご回答も難しいところではありますけれども、いずれにしても、私どもとして、普通交付金としての算定とならない標準算定外の取組につきましても、毎年適切に特別交付金として申請をしているものですから、そうした事業に当たるということの確認ができ次第、まだ先の話になりますけれども、そこは適切に区として対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに何かご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（6）日比谷図書文化館整備の検討についての質疑を終了いたします。

以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（1）情報リテラシーに関する取組みについて、理事者からの説明を求めます。

○小菅企画課長 政策経営部資料1に基づきまして、情報リテラシーに関する取組みについてご報告申し上げます。

項番1にございますとおり、区では誤情報等の拡散といった課題が顕在化していることを踏まえまして、情報A1社会の中における区民の安全・安心な生活という観点から、7月の当委員会においてもご報告さしあげましたけれども、意見交換会を行いながら取組を検討してきたところでございます。本日は意見交換会の内容ですとか、今後の方向性について報告させていただくものでございます。

まず、意見交換会について項番2のとおりとなりますけれども、これまで7月、それから11月に2回実施をしまして、3月にも予定しているところでございます。なお、2回目の意見交換会では国や東京都の方にもオブザーバーとしてご参加いただいたところになります。

こちら意見交換会の議事概要につきましては、既に区ホームページのほうで公表しているところでございます。本日の資料では主な意見を記載させていただいております。細かな部分の読み上げは省略させていただきますけれども、主な意見としましては、この情報リテラシーの重要性、考え方といったところの基本的な部分に関することから、裏面をご覧くださいますと、行政の情報発信に関しましては「オリジネータープロファイル」ですとか、SNSからの情報収集といった技術的なご意見も様々頂いたところでございます。

こうしたご意見を踏まえまして、項番3の今後の方向性と主な取組みといったところになります。方向性としましては二つ、区民一人ひとりの高い情報リテラシー。それから区の情報が迅速かつ確実に届くと。この大きく二つの方向性で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

資料のほうでは現在検討しています主な取組を記載させていただいておりますけれども、普及啓発、講演会などを行うとともに、それから情報を読み取る力、読解力というんですかね、そういったものを育てるという点では、教育委員会のほうにはなりますけれども、リテラシー教育の充実、あるいは読書活動、こういったところについて推進していきたいというふうに考えてございます。

また、区の情報が迅速かつ確実に届くという視点では、情報の把握としてSNSからの情報収集、また発信という点では、区の情報であることを証明する、そういった取組として、先ほど申しあげましたオリジネータープロフィールの実証実験というものを検討していきたいというふうに考えてございます。

また、こちらの資料には記載がございませんけれども、当然分かりやすい広報ですとか、いかに情報を届けるか、そういった工夫、積極的な情報発信などの基本的な取組のほか、国や東京都とも連携を図りながら引き続き様々な取組を検討し行っていきたいというふうに考えてございます。

簡単ですが説明は以上となります。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ご説明を頂きました。質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、情報リテラシーに関する取組みについての質疑を終了いたします。

それでは、次に（３）千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について、理事者からの説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について、政策経営部資料３に基づきご説明させていただきます。

本件につきましては、１０月１４日の当委員会において、将来の公共施設整備に備えるため、新たに留保財産の考え方と考え方を整理した方針の素案に対するパブリックコメントを実施する旨をご説明させていただきました。今回、パブリックコメントを実施し、結果をまとめましたので概要をご報告させていただきます。

それでは、資料をご覧ください。項番１の概要です。前回の当委員会でご説明したとおり、将来の公共施設整備に備える観点から、区が保有する一定の条件を満たす未利用・暫定活用財産について新たに「留保財産」として定義し、その考え方を整理した「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）」に対するパブリックコメントを実施いたしました。

次に項番２、パブリックコメントの結果概要です。（１）募集期間ですが、１０月２０日から１２月１９日までの２か月間で意見募集を行いました。当初の募集期間は１１月１９日までの１か月間を予定していましたが、より丁寧により多くのご意見を伺いたいといった趣旨から、期間を１２月１９日までの２か月間に延長して実施いたしております。

（２）募集方法及び（３）周知方法ですが、記載のとおり、持参、郵送、ファクス、メール、区ホームページ送信フォームで実施しており、広報紙１０月２０日号、ホームページ、区役所、出張所窓口で周知を行っております。

（４）意見提出者数及び（５）意見数ですが、１７名の方から２５件のご意見を頂いております。なお、本件に直接関係のない意見７件は除外させていただいております。

（６）提出された意見と区の考え方については別紙をご覧ください。ご意見につきましては、氏名や住所、また個人を特定できるような内容等は伏せておりますが、それ以外は頂いた意見原文をそのまま掲載しております。多くのご意見を頂きましたので、概括的に

ご説明させていただきたいと思います。

頂いた意見を分類すると大きく三つ。一つ目が、住民参加の機会の明確化や透明性の確保について。二つ目が、定期借地権による民間活用の懸念。それと三つ目に、活用用途に関することとなります。

まず一つ目、住民参加の機会の明確化や透明性の確保ですが、留保財産の利用方針策定に際して住民参加の機会を設けるべきや、民間活用の際に貸付先の透明化を図るべきなどのご意見です。意見番号の5番、6番、11番、14番、21番、22番、23番などにそのようなご意見がありました。

恐れ入ります。資料2ページ目の項番3、主な変更内容も併せてご覧ください。こういったご意見に関しましては、前回の委員会でもご説明したように、今回、基本方針を策定し、留保財産を選定した後に、個別の留保財産について利用方針を定め、それぞれパブリックコメントを実施する予定としております。その際にまた皆さんのご意見を伺うことを想定しておりますので、資料の主な変更内容の上段ですね。留保財産の利用方針の策定についての項目になりますが、下線部にあるように、千代田区参画・協働ガイドラインに基づき、検討段階において必要な情報提供や意見公募等を行うことで、区民等の意見を反映していく旨を明記したいと考えております。

次に二つ目、定期借地権による民間活用の懸念についてです。区が活用しない間の民間等への貸付け、具体には定期借地権を設定して貸付けを行うことに対するご意見ですけれども、長期の定期借地権については、将来世代の財産を奪う可能性があるや、売却しないとしつつ長期貸付けは矛盾であるなどのご意見がありました。意見番号の8番や15番、20番、21番、22番、23番、24番などにそのようなご意見を頂いております。

定期借地権の懸念については、旧永田町小の陳情審査の際なども含めて、この間の委員会でも委員の皆さんから様々ご意見を頂いたところだと認識しております。こちらにつきましましては、繰り返しご説明しているとおり、あくまでも留保財産については、その趣旨からして区による活用が原則であって、その上で、なお当面の活用用途がない場合に限り区に有利な契約である定期借地権の設定による貸付けを意図していたものですが、皆さんの非常に強いご懸念があるというご意見を見受けましたので、考え方も含めて記載方法を改めたいというふうに考えております。

資料の主な変更点の下段となります。定期借地権を設定した貸付けの活用についての項目ですけれども、下線部の変更となります。素案では、活用の手法は、事業用定期借地権設定契約（原則10年以上）による貸付けを基本とするとしておりましたが、これをそもそも変更いたしまして、民間事業の実施に際して区有地を貸し付ける場合には、活用目的に応じて適した貸付手法を選択することを基本とした上で、定期借地権による貸付けとした場合であっても、将来の行政需要に支障が生じないよう、契約条件や用途制限を設定し、区有地の柔軟な管理と公共性の確保を図るといたします。さらに、売却と同様の効果を及ぼすような長期の貸付けは行わないことも明記したいというふうに思います。

最後に、3点目の活用用途に関することですが、個別の施策に関することや、今後の活用用途に関する要望などで、意見番号の1番や3番、8番、10番、17番、18番、こういったところにご意見を頂いております。

今回の基本方針はあくまでも基本となる大枠での考え方を定めるものになりますので、

個別の施策に関することや具体の活用用途に関する事などにつきましては、必要に応じて今後の利用方針の策定の際などに参考にさせていただくとともに、事業を担当する各所管部署と情報共有したいというふうに考えております。

以上が提出された意見と区の方考え方の概要、方針素案の主な変更内容になります。これまでご説明しているように、区といたしましては、土地の得難い本区において限りある区有地を有効活用したい。現在及び将来の公共施設整備に支障が生じないように計画的に用地の確保、保有をしていきたいというふうに考えております。今回頂いたご意見、また、前回の当委員会でのご説明の際や、この間の陳情審査などでも委員の皆さんから様々にご意見を頂いておりますので、今後の手続においても頂いたご意見を参考にさせていただきたいというふうに考えております。

なお、別紙にそれぞれのご意見に対して区の方考え方をお示ししておりますので、ご確認いただければというふうに思います。今回頂いたご意見と区の方考え、別紙の部分になりますけれども、こちらにつきましては、本日の報告の後、2月5日をめどに区ホームページで公表し、広報紙2月5日号でその旨のお知らせをする予定としております。

なお、今回の基本方針（素案）に関しましては、今後、必要な修正や最終的な内容確認を経て基本方針として策定した上で区ホームページで公表していきたいというふうに考えております。

簡単ではありますがご説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。質疑を受けます。

○のざわ委員 この3、主な変更内容のこの第4の民間事業による活用のところなんですけど、私、二つこれ見てまして、私の考えとして聞いていただきたいんですけど、これ、民間事業じゃなくて民間事業と国と都と全国の地方自治体による活用についてというふうにして、それをまず第一に売却はしませんと。

2点目に、もう一つは、ここに書いてあるんですけども、定期借地権設定契約による貸付けを含む全ての貸付けについて、これ、借り受ける主体が破綻とか買収されるとか、あと他人物売買みたいに勝手に売ってしまうということ、いかなることが起きても千代田区に第一債権者というか、どんな債権者に対しても、千代田区が権利を持ち続けると、そういうものを入れるのはいかがかなと。この2点を思うんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 まず1点目、国、自治体等を含めて売らないということのご指摘ですが、これまでご説明してきているように、留保財産に関しましては区が原則として活用することを前提として、留保財産自体がもう売らないということになっていますので、こちらをもうあえて明記することもなく売らないということにはなろうかと思えます。

それと、2点目の定期借地権による破綻とか買収の際の対応ですけれども、こちらに関しまして、こちらに記載のように、様々な契約条件、用途制限等を適切に講じるということをお明記させていただきましたので、こちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑ございますか。

○はやお副委員長 このところのパブコメのところの日にちが、当初は11月19日水曜日から12月19日金曜日に変更された。このところには、より丁寧に意見を募る

ため意見の募集期間を延ばしたと、こういうことですね。じゃあ11月19日水曜日まで何件で12月19日に変えたら何件で、その件数、まず数量的なところ、計量的なところからどういう状況だったかをお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 こちらの延長に関しましては、陳情審査もあったもので、こちらの陳情書の内容となっている旧永田町小学校の資料保存に関する意見募集、こちらのほうの期間と合わせたというのが正直なところではあるんですけども、実際、こちらのパブリックコメント、区のホームページで入ってきているものになりますので、すみません、私どものほうで最終日の結果を受けたところで、この時点、11月19日で何件というのは、すみません、把握していないところでございます。

○はやお副委員長 違うんですよ。やっぱりパブコメをやっていることについて、陳情との整合性なんて関係ないんですよ。逆に、陳情があったならこのパブコメの結果を早く出してもらいたかったわけですよ。そうすると、やっている対応と今言っていることというのが違うんじゃないんですか。そこのところをもう一度お答えください。

○小林財産管理担当課長 確かにご指摘いただいたように、留保財産に関するパブリックコメントのほうを先に出すということも可能性としてはあったのかもしれませんが、なかなか留保財産とその後の活用の候補となる永田町小学校というのが密接に関連しているとこちらとしては考えたもので、併せて多くの意見、より丁寧なご意見募集をしたいということを考えて、執行機関としてはそういった判断をしたところでございます。

○はやお副委員長 これ以上詰めるつもりはないですけども、やはりこの期間というのは非常に重要なんですよ。それを今ちゃんと掲げていたより丁寧にという言葉の中に、やっぱり本来の趣旨と違うことをやっているんじゃないかと思われるようなことはやっぱり駄目だと思うんですよ。だったら、だって本来であれば19日まで何件ございます。だからその前に意見が少ないから少し増やすということだったら自然なんですよ。でも、陳情とあれがといたらね、場合によっては、悪い、うがった見方をしたらね、何かといたら、陳情の結果を出す前に結果を出したくないからというふうな話にもなっちゃうよということなの。そういうことはまさかないでしょうね。お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 副委員長ご指摘のような、そういった他意というか、ほかの意図というものはございません。こちらとしてはより丁寧に多くの意見を頂きたいという趣旨で実施したものでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 パブリックコメントがどれぐらい来るかというのは、件数とかでははかれないと思うんですけども、ちょっと今のご答弁だと、ほかのパブリックコメントをするときも、どの期間でどれだけ広くもらえるのかというのはやっぱり検討していただかなきゃいけないと思うので、ちょっとそこはここの話だけじゃなくて併せてお願いします。

ほかに何か質疑がなければ、ここで留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について質疑を終了します。

次に、（4）旧永田町小学校関係資料の取扱いに対する意見照会の結果概要について、理事者からの説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、旧永田町小学校関係資料の取扱いに関する意見照会

の結果概要について、政策経営部資料4に基づきご説明させていただきます。

本件につきましては、10月14日の当委員会において、旧永田町小学校校舎の解体に当たり資料保存等の参考とするため意見照会を行う旨ご説明させていただきました。この間、陳情審査などもありましたが、今回、意見照会の結果をまとめましたので概要をご報告させていただきます。

それでは、資料をご覧ください。項番1の概要になります。旧永田町小学校校舎の解体に当たり、記録や資料の取扱いについて、今後の対応の参考とするため意見照会を行いました。

次に、項番2の意見照会の結果概要です。（1）照会期間ですが、10月20日から12月19日までの2か月間で意見募集を行いました。こちらにつきましても、当初の照会期間は11月19日までの1か月間を予定しておりましたが、陳情審査の際にご説明したように、陳情が寄せられたことや、より丁寧に多くのご意見を伺いたいといった趣旨から期間を12月19日までの2か月間に延長して実施いたしております。

（2）照会方法及び（3）周知方法ですが、記載のとおり、持参、郵送、ファクス、メール、区ホームページ送信フォームで実施しており、広報紙10月20日号、ホームページ、区役所、出張所窓口で周知を行っております。

（4）意見書提出者数及び（5）意見数ですが、107名の方から107件のご意見を頂いております。

（6）提出された意見については別紙をご覧ください。前回ご説明したように、本意見照会につきましては、解体の賛否、是非や、賛成または反対の数をはかるものではなく、記録や資料の取扱いについてご意見を伺うことを目的としておりますが、この間の陳情審査でのご議論なども踏まえて寄せられた全意見を記載しております。なお、氏名や住所、また個人を特定できるような内容等は伏せておりますが、意見の内容については意見者の記載どおり掲載しております。なお、主要な意見のカテゴリーの欄につきましては、事務処理のためにこちらで記載したものになります。

意見照会結果の概要については、本日の報告の後、2月5日をめどに、区ホームページで別紙のとおり掲載する予定です。また、2月5日号の広報紙でお知らせする予定としております。

最後に、項番3の意見照会を踏まえた区の対応方針になります。今回頂いた資料の取扱いに関するご意見や地域の皆さんから頂いたご意見、さらには陳情審査などで委員の皆さんから頂いたご意見や委員会集約の内容などを踏まえて、以下3点を中心に今後検討していきたいというふうに考えております。

まず、（1）写真・資料等のデジタルアーカイブ化と活用ですが、今回の意見照会でも委員の皆さんからも多くご意見を頂いた項目かと思えます。校舎や学校の歴史や地域活動の記録などの写真や資料、校舎の部材などについて、学識経験者等の専門家の知見を得て、デジタルアーカイブ化の可否を検討していきたいと思えます。なお、デジタル化した資料に関しましては、学校や地域の歴史継承や展示、また情報発信等に活用できるよう検討を進めてまいりたいと思えます。

次に、（2）校舎解体前の「校舎公開」の検討です。こちらは今回の意見照会で、特に卒業生の方を中心に多く頂いたご意見です。解体する前に校舎に入りたい。最後に校舎公

開を行ってほしいといったご要望を多く頂きました。これまでご説明してきたように、校舎については耐震不足が課題としてあり、当然のことながら安全面の確保が最優先となるので、どういった方法でどの程度までできるか、慎重に検討する必要があるかと思いますが、地域の方や卒業生の方の多くのご希望があるので、可能な限り公開する方向で検討していきたいというふうに考えているところです。

最後に、（3）記念品・寄贈品の返却です。こちらに関係者の方を中心に幾つかご意見をお寄せいただいたものになります。学校関係の資料等についてはデジタル化するなどして、あるいは一部現物について保存・保管していきたいと考えていますが、校舎内に残されている記念品や寄贈品等について返却してほしいとのご要望がありました。まずは現況を確認し、それぞれの品物について返却の要否や保存方針について検討していきたいというふうに考えております。こちらにつきましては、所有権や本人確認など、なかなか課題が多いと思われるけれども、ご要望を頂いていますので、できるかどうかも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上、今回の意見照会で頂いたご意見や陳情審査でのご議論、委員会集約で頂いたご意見等を参考に、今後資料の取扱いを検討してまいりたいと考えております。併せて令和8年度当初予算に資料等の保存に係る経費、建物の解体設計経費を計上する予定で準備を進めているところです。

簡単ではありますがご説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 この照会方法なんですけども、これはご確認なんですけど、旧永田町小学校関係資料の取扱いに関する意見を周知をすることによって、向こうの方からご関心のあった方からご連絡を頂くという、そういう手法を取られたんでしょうか、どのようなイメージでしょうか。

○小林財産管理担当課長 記載のとおり、ホームページや広報紙などで意見をお寄せくださいということを知りたしまして、ご指摘のように関心のある方、ご覧になった方がこういった保存方法がいいんじゃないかというご意見をお寄せいただいたと、そういった形になります。

○のざわ委員 そうしますと、区役所のほうからお問合せということじゃなくて、周知の方法の中で情報をお知らせして、ご関心のあった方からご連絡を頂いたという形式と承りました。そしてそれに基づいて、この107件のご意見を頂いたという数字がある中で、この46の方々が解体反対、校舎保存というお考えを表明されているということに関しましては、皆様のお考えを教えていただくという母集団の中での統計的推計といたしまして、この107人のご意見に対して46のそういう解体反対、校舎保存がありましたというご意見はどのように分析をされていらっしゃるのでしょうか。よろしくお願いします。

○小林財産管理担当課長 前回のご説明、また先ほど申し上げましたけれども、今回の意見照会に関しましては賛否を問うようなものではなく、また数の多寡をはかるものでもなく、資料の保存、活用方法の参考とするために実施いたしましたものとなります。趣旨としては賛否を問うものではありませんでしたけれども、ありがたいことに本当に多くの様々なご意見を頂いたものというふうに認識しております。ご指摘のように、解体について反対

のご意見がある一方で、解体に賛成のご意見であったりとか、あるいはその後の活用用途に関するご意見についても多く頂いたものと認識しています。ご説明したように、資料の保存、活用方法に関するご意見、多く頂きましたので、今回は頂いたご意見を参考に、本日ご説明したような資料の保存、活用方法の検討を今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。私も全体的に拝見させていただきまして、写真・資料等のデジタルアーカイブ化の活用検討ですとか、記念・贈答品の返却等々の思い出づくりのところは、かなりちょっと直感的で数字がないんですけど、多くの方がご希望されているということで、ここの部分に関しては物すごく卒業生の皆様、対象とされる皆様のお気持ちに沿うような物すごいきちりとした形で残していただけたらと思います。いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 これまでにもご説明してきているように、学校という施設でもありまして、思い出のあたりとか思い出のあたりする方がたくさんいらっしゃる方がいるというふうに考えております。かつ地域にとってもランドマーク的な建物であったものだろうと思います。そういった点を踏まえると、校舎は解体させていただきましても、丁寧にそういった思い出のある方たちの思い出に沿ったような形で対応できたらなというふうに思っているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑ございますか。

○はやお副委員長 文化財的な価値ということについては進めていかないよ。でも、大切にねということとは委員会のほうでも集約していますから、そこのところについては丁寧にやっていただきたいと。まあ一応そういう中で、意見照会を踏まえてということでデジタルのアーカイブをやっていきますよということなんだけど、取捨選択していく、その何、組織体というかメンバーであったり、何というのかな、これを大切してくれといったときに、また漏れたり、場合によっては必要ないものも入れてあったりする可能性があるわけですよ。そうしたときに、どういうふうに、書くのは簡単なんだけれども、この辺のところというのはどういう組織体でやっていくつもりでいるのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 今頂いた意見を踏まえて、今後こういったことを検討していきたいということなので、まだ今後具体的なことというのはこれからかと思うんですけども、今回ご説明をさせていただいた3点を検討事項として挙げさせていただきましたけれども、子ども部など関連する部署とも相談していく必要があるというふうに考えていますので、来年度実施の可否も含めて、そういった点を踏まえて、頂いたご意見も踏まえて検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 まあそういうところなんでしょうけれども、もう実際設計が入ってきて、それで年間だけは設計費用だけだからね、計画だけとなるんだろうとは思いますが、具体的にやってくると、どういうものを残しておくのか、じゃあどういうものを一時的にどこに置いておくのかとって、実務的なことが出てくるわけですよ。場合によっては文化財的な、場合によってはそういうものがあつたりするとすると、財産のほうだけの検討でできないわけだね。それで、普通はそういう文化的なものというのは教育委員会なんですよ。それが、うちは、ほら、区長部局のほうに持ってきちゃっているから、

そういうところってどういう体制でこれが必要だとか必要じゃないとか整理していくのかというのは非常に重要なことだと思っているわけ。それをどういうふうにやるかということを示していただかないと、例えば陳情者だって不安に思うだろうし、ここに意見書を書いた方々だって、ただ言うだけは簡単でしょうと。でも、実際どういうふうにやっていくかというところを青写真を見せていくことが必要なんで、今日はあれにしても、どんなふうにやるのかというステップ論というか段階論みたいなものはちょっとお答えいただきたいと思う。

○小林財産管理担当課長 検討中と申し上げましたけど、今、私どもで考えていますのは、来年度、専門家を踏まえたプロポーザルなどで業者選定をするんですけども、専門家などを交えた検討を進めていきたいというふうに考えていますし、先ほど申し上げたように、子ども部であったりとか文化財の担当の部署であったりとか、そういったところとも連携が必要だというふうに考えていますので、こちらの点に関しては全庁横断的な対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 実際のところ、かなり難しい話だろうと思うんだけど、以前、永田委員のほうからもあったように、体育館と、結局は、何だったかな、体育館と講堂みたいなものが分かれていたとか、そういうものをどうやって、例えば後の人たちにアーカイブとして継承していくのかとか、具体的な話があると思うんですね。それとあと、戦後なのか、ちょっと正確には覚えていないんだけど、床暖房であったとか、そういうところをね、例えば本当に部材ももしかしたら置いておくわけにいかないから、それをどうやってデジタルでやっていくかってイメージがつかめないんですよ、そうなってくると。それはプロポーザルでやっていくということなんだけど、その辺のところについてはかなり専門的知見のある業者にプロポーザルの提案を頂くということによろしいんですか。

○小林財産管理担当課長 そういう知見のある業者さん、いるかどうかも含めて、ちょっとまだ分からないところではあるので、それとは別途、意見集約でもありましたように、学識経験者等の知見も借りながらというふうにご意見を頂いているところですので、そういったところも参考に進めていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 はい。ほかに質疑ございますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（４）旧永田町小学校の関係資料の取扱いに対する意見照会の結果概要についての質疑を終了いたします。

以上で政策経営部の報告を終わり、続けて会計室の報告に入ります。

○大谷会計管理者 委員長、会計管理者です。

○岩佐委員長 すみません。会計室（１）重要備品の下限額の引上げについて、理事者からの説明を求めます。すみません。

○大谷会計管理者 大変失礼いたしました。会計管理者です。

それでは、会計室資料に基づき、重要備品の下限額の引上げについてご報告いたします。

項番の１、見直しの経緯でございます。本区の重要備品の下限額の基準は千代田区物品名鑑で定められており、昭和３９年から５０万円以上となっております。昨今の物価上昇や事務効率化の観点から、その下限額の引上げを行うことといたしました。

四角囲みの中には総務省のマニュアルの抜粋を記載してございます。そのマニュアルの

中では、重要備品の下限額の基準の参考の一例として、取得価格または見積価格が50万円以上といった金額基準が考えられます。しかしながら、この金額の基準については各地方公共団体の判断で設定することとされております。

項番の2、引上げの内容でございます。表のほうをご覧ください。重要備品のほか、一般備品の下限額のほうも記載させていただいております。中央に現行の金額、一番右側に改正後の金額を記載しております。重要備品につきましては現行の50万円を100万円とし、一般備品については平成20年度に適用した10万円を維持するというものでございます。参考までに令和7年3月31日時点の100万円以上の重要備品と100万円未満の重要備品の件数を記載しております。771件が今般新基準になりますと一般備品に組み替えられるというものでございます。また、23区の重要備品の下限額もおおむね3分の2が100万としておりまして、周辺区との均衡等も鑑みて今般100万円とさせていただくことといたしました。

項番の3、今後のスケジュールでございます。本報告の後、庁内周知を実施いたしまして、令和8年4月1日に千代田区物品名鑑の改定を行い運用の開始をいたします。したがって、財産に関する調書につきましては、令和8年度の決算書より本基準で報告をさせていただきます。

ご報告は以上です。

○岩佐委員長 はい。説明を頂きました。質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（1）重要備品の下限額の引上げについての質疑を終了し、会計室の報告を終わり、日程1、報告事項を終わります。

日程2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。執行機関から何かございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 令和8年千代田区二十歳のつどいを、去る1月12日月曜日、成人の日に開催いたしましたので、実施結果につきまして口頭で情報提供させていただきます。

当日は、区民の方221名、区立小中学校、中等教育学校を卒業した区外在住の方135名の計356名の方々にご参加いただき、無事終了いたしました。区議会議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を頂きまして、ありがとうございました。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。何かこの件について質疑とかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

ほかに、何かその他のところで報告ございますか。

○河合選挙管理委員会事務局長 それでは、衆議院議員解散総選挙に関しまして、口頭でご報告いたします。

1月14日に、自由民主党幹部及び日本維新の会幹部に対しまして、首相が通常国会の早い時期に衆議院を解散するという意向を伝達した旨の報道を受けまして、至急選挙執行の準備を進めなくてはならないため、予備費対応をさせていただきました。

また、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票についてですが、本日1月23日の通常国会冒頭に解散し、1月27日に公示とのことですので、国民審査法の規定により1月31日までは投票できないこととなります。

続きまして、投票所入場整理券についてですが、関係機関等と調整した結果、公示日までに区民の皆さんのお手元に届かない見込みでございます。ホームページ、またポスター掲示場、区の施設で順次ポスター、チラシを貼り出して、周知しているところでございます。現時点では1月26日中に入場整理券を郵便局へ持ち込める予定でございます。

報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

何か確認したいこととかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 いいんですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございます。

午後2時53分閉会